第７章　認証基準の解説及び取組事例

ここでは、認証基準についてその取組のポイント、審査のときに確認するポイント、取組の具体的事例などを示しています。認証取得の取組を効率的に進めるためにご活用ください。

なお、事例を利用しないと認証取得できないというものではありません。
事例は、そのまま使う、自社の事情に応じて適宜修正して使う、これらを参考にして自社独自のものを作成するなど、自由に利用することができます。

■　事例ファイルの入手

取組事例（ワード、エクセル等で作成）はエコモ財団のグリーン経営ホームページ中の「取組事例・教育資料」（項目名）（http://www.green-m.jp/application/case.html）からいつでもダウンロードできます。

1.　環境保全のための仕組み・体制の整備

1-1　環境方針

認証基準

会社、事業所等の環境保全への取組を示す環境方針を策定しており、環境方針には法規制の遵守など基本的な取組が示されている。〔レベル１〕

■　取組のポイント

１．会社が環境保全活動に取り組むことを明確にします。

２．環境に関する法規制を遵守することを盛り込みます。

３．会社としてどんな環境保全活動に取り組むのかを具体的に書きます。

４．環境方針を定めた年月日及び環境方針を決めた人（経営者、事業所長など）を明記します。

５．書式、形式などはどんなものでもかまいません。

■　審査での確認ポイント

１．経営層によって環境保全への基本的な取組を示した環境方針（文書）が作成されているか、法規制の遵守が明示されているかを確認します。
２．環境保全の取組の項目数、内容の如何などは問いません。

＜審査で確認する書類の例＞

下記のものに環境方針が最高経営層によって文書化され、かつ法規制の遵守が盛り込まれていることが必要です。

○　環境方針または経営方針

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．環境方針を見直しした場合は、改訂日を明記して、社内に周知します。

＜事例：環境方針＞

掲示

○○運送株式会社　環境方針

基本理念

当社は、環境問題への取組みが人類共通の課題であると認識し、企業の社会的、公共的使命を自覚し「よき企業市民」として地球環境保全に積極的に取組み、地域社会の発展に貢献し、社会から一層信頼される企業を目指します。

基本方針

① 環境関連法規制、条例、協定及びその他の要求事項を遵守し、環境負荷の低減、環境汚染の防止に努めます。

② 自動車からの排出ガスによる地球温暖化、大気汚染を防止するため、エコドライブの実践、低公害車の導入を推進します。

③ 環境教育、啓発活動を通じて全従業員に本方針を周知するとともに、社員の環境保全意識の向上を図り、地域の環境保護活動に積極的に貢献します。

④ 廃棄物の削減、適正処理、リサイクルを推進します。

⑤ 環境目標を定め、定期的に見直すことにより、環境保全活動の継続的な改善に努めます。

平成○○年○○月○○日
○○運送株式会社
環境保全管理責任者
代表取締役　○○　○○

1-2　環境行動計画の作成・見直し

認証基準

現状の環境保全活動への取組状況に関する評価結果や、検討した取組改善策を踏まえ、今後の目標や目標達成へ向けた具体的な取組内容などを盛り込んだ行動計画を作成（見直し）している。〔レベル１〕

■　取組のポイント

１．今年度の環境行動計画を作成します。
　　初めは年度途中からで１年間に満たない計画でもかまいません。
　　ここでいう年度とは、各社で自由に定めた期間のことです。特に規制はありません。
　　決算年度と同様でなくても結構です。
２．環境行動計画は、以下の三つの要素で作成します。
　　①【現状把握と課題】環境保全活動への取組についての現状把握とその課題
　　②【目標】目標の設定
　　③【具体的な取組】目標達成に向けた具体的な取組内容
３．【現状把握と課題】について
　　グリーン経営推進チェックリストを利用して、自社の環境への取組状況の現状と今後の課題を把握します。把握した内容はチェックリストの大項目ごとに整理します。
４．【目標】の設定について
　　【現状把握と課題】の結果を踏まえて、今年度の目標を立てます。必ずしも定量的な目標でなくてもかまいません。また、大項目ごとに目標を設定する必要も有りません。
５．【具体的な取組】について
　　設定した今年度の目標を達成するために、具体的な計画を立てます。
６．行動計画の書式は問いません。箇条書きでも表形式でもかまいません。

■　審査での確認ポイント

１．基本的には年度ごとに行動計画を策定、見直しをしているか、取組の現状把握にはチェックリストの大項目の全てが含まれているか、目標設定と具体策が何か記載されているかを確認します。
２．計画の内容、目標の達成度、計画の実施結果などは問いません。

＜審査で確認する書類の例＞

下記のものに環境保全活動への取組についての現状把握とその課題（グリーン経営チェックリストに基づく）、目標、目標達成に向けた具体的な取組内容が盛り込まれていることが必要です。

○　環境行動計画

＜過去の審査であった不適合例＞

①環境行動計画を作成していない。②「現状把握と課題」においてチェックリストの大項目で抜け落ちている項目がある。

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．年度ごとに行動計画を見直します。状況が変わらない部分は毎年同じことが書いてあってもかまいません。年度末に翌年度の計画を作るか、年度初めにその年度の計画を作るかは自由です。

＜事例：環境行動計画＞

掲示

○○運送株式会社
○○年度　環境行動計画

１．環境保全活動への取組みについての現状把握と課題

（「グリーン経営推進チェックリスト」に基づく現状把握と今後の課題）

（１）環境保全のための仕組み・体制の整備

環境方針を策定し、環境保全管理者及び推進体制を定め、従業員に対して環境関連法規制の内容を伝えるなどしている（レベル１）。今後は、環境保全に関する積極的な取り組み項目を定め、管理責任者などの役割や責任権限の明確化をはかり、従業員に対して環境方針の徹底や環境に関する一般的な情報を定期的に伝えて環境保全意識の向上を図るなど（レベル２）の取り組みが必要である。

（２）エコドライブの実施

認証項目以外の取組みができていない。また、昨年度は燃費目標が未達成で、今後は目標達成に向けた計画的な取組みが必要である。特に燃費実績が悪いドライバーの個別指導・実技講習の実施、優秀ドライバーへの表彰、グループ別活動を実施していく必要がある。

（３）低公害車の導入

国や自治体の定める低排出ガス認定車は既に導入しているが、大型車が中心なのでＣＮＧ車、ハイブリッド車などの国の定める低公害車の導入は難しい。しかし効果的な大気汚染防止という観点から今後も低公害車に準ずる最新の排出ガス規制適合ディーゼル車の導入に努め、かつ可能であれば低公害車の導入を考慮する。

（４）自動車の点検・整備

おおむね各項目ともレベル２の取組みは実施している。昨年度にはオイル交換基準の見直しも行った。

（５）廃棄物の適正処理およびリサイクルの推進

廃棄物処理は適正に実施している。従業員への廃棄物に関する教育も実施している。

（６）管理部門（事務所）における環境保全の推進

管理部門従業員に対する環境教育は現場従業員とともに実施し、エコマーク製品の購入、廃棄物分別の徹底、不要照明の消灯などは実行できている。使用エネルギーや廃棄物の発生量の把握ができていない。

２．目標

（１）環境教育の推進
（２）燃費向上：対前年比 2%向上（事業所平均燃費：5.52ｋｍ／Ｌ）
（３）事務所での環境保全の推進：エネルギー使用量および廃棄物排出量の把握

３．目標達成に向けた具体的な取組み内容

（１）「環境教育の推進」に向けた具体的取組み

朝礼や掲示などを通じて、環境に関する一般的情報（環境の現状、問題、将来的な危惧など）や毎月の燃費実績等について、継続的に情報提供、教育を行い、従業員の環境意識の啓蒙を図る。

（２）「燃費向上　対前年比 2%」に向けた具体的取組み

・月次実績の公表、個別指導の実施
　目標達成率下位グループに個別指導を実施する。
・グループ活動の実施
　班会議のテーマにエコドライブを盛り込み、班ごとにエコドライブリーダーを決め、目標、行動計画の策定、進捗状況確認を毎月おこなう。
・アイドリングストップの徹底
　待機時のアイドリングストップ徹底のため、蓄熱マットを導入する。
　計６台分：１０月３台、１１月３台
・エコドライブ講習会を２回（8 月、2 月）実施。
　目標未達成者より順次受講させていく。

（３）「事務所での環境保全の推進」に向けた具体的取組み

ゴミの分別を再徹底し、係ごとに毎日ゴミの量を種類ごとに計測し、記録し、月次実績を電気使用量とあわせて公表する。下期より、上期実績を踏まえた削減量の目標をたて取組む。

〇〇年〇月〇日
〇〇運送株式会社
環境保全管理責任者
代表取締役　〇〇〇〇

1-3　推進体制

認証基準
環境保全に関する管理責任者及び必要に応じて環境保全を推進するための組織を定めている。〔レベル１〕

■　取組のポイント

１．会社として環境保全管理に関する管理責任者を定めます。
環境保全活動はトップダウンで進めていくものなので、最高経営層を責任者とすることが望まれます。

２．複数の営業所が有る場合には、上記に加え、営業所ごとに責任者を定めます。営業所の環境保全管理責任者は営業所長とすることが望まれます。

３．企業の規模によっては、必要に応じて、環境保全管理責任者を補佐する推進責任者を定めたり、環境保全委員会などの環境保全を推進する組織を定めたりします。

４．責任者を定めたら文書にして社内へ周知します。

■　審査での確認ポイント

１．事業所ごとに環境保全管理責任者を定めているかを確認します。
２．責任者を定めていることを確認できる書類の名称や形式は問いません。

＜審査で確認する書類の例＞
・管理責任者が特定されていることを示す下記のいずれかのものが必要です。
　○　社内通達文書、社内報または掲示物
　○　その他文書化されたもの
・推進組織を定めている場合には、下記のものが必要です。
　○　組織図または体制表

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．責任者や組織・体制が変わったらその都度、責任者を定めた書類を作り直して、責任者の変更を社内へ周知します。

＜事例：環境保全管理責任者を定めた書類＞

①推進組織を定めていない場合の例（営業所単独で取り組む場合）

掲示

グリーン経営　環境保全活動責任者

（○○運送株式会社○○営業所）

●環境保全管理責任者：営業所長　○○○○

（環境保全活動全般の計画、実施、管理の責任者）

●エコドライブ推進責任者：運行管理者　○○○○

（エコドライブの推進により燃費向上を進めるための計画、実施、成果の確認、管理の責任者）

●点検整備責任者：整備管理者　○○○○

（車両の法定点検、環境に配慮した自主点検の点検・整備計画、実施、成果の確認、管理の責任者）

○○年○○月○○日
○○運送株式会社
代表取締役：＊＊＊＊＊＊

②推進組織を定めている場合の例（本社と複数営業所とで取り組む場合）

1-4　従業員に対する環境教育

認証基準
環境に関わる法規制や行政指導の内容等を従業員に伝達している。〔レベル１〕

■　取組のポイント

１．環境に関わる法規制や行政指導とは、環境を良くする、維持する、改善するなどの目的で国が定めた法律（NOx・PM 法や省エネ法など）、それに関連した政令、省令、通達、また各自治体が独自に定めた条例（アイドリングストップやディーゼル車等の規制等）などのことを言います。

２．どんな法律や条例があるかを調べて取りまとめた資料（一覧表など）を作成します。この資料に基づき法令の種類や目的を従業員へ伝達します。

３．自社の業務に関連の深い法規制などから順次、その具体的な規制内容を該当資料に基づいて従業員に教育します。

４．個々の法令の教育用資料にはインターネット情報や業界パンフレットなどが利用できます。

５．「なぜこのような規制ができたのか」「規制のポイントは何か」を理解させることが教育のポイントです。

６．伝達・教育の方法には、資料の回覧、掲示、配付、集合教育での説明などがあります。

■　審査での確認ポイント

１．環境に関わる法規制等を取りまとめた資料を確認します。その形式や法令等の数などは問いません。
２．環境に関わる法規制等を教育しているかを確認します。
３．教育の方法や程度、従業員の理解度などは問いません。

＜審査で確認する書類の例＞
・遵守しなければならない環境関連法規、条例及び規制等を整理していることを示す下記のものが必要です。
　○ 遵守しなければならない環境関連法規制等を取りまとめたもの
・下記のいずれかにより法規制や行政指導が伝達されていることが必要です。
　○ 教育資料またはトラック協会の情宣物
　○ 社内通達文書、社内報、掲示物または議事録

＜過去の審査であった不適合例＞
①法規制等を取りまとめた資料を作成していない。②個々の法規制等の伝達・教育の資料または記録が無い。

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．「環境に関わる法規制や行政指導の内容」について１年に１回以上は教育することが必要です。教育に使用した資料は保管します。

<事例①：環境関連の法規制等を取りまとめた資料>

掲示

環境関連法規制一覧

- 各法令の具体的な教育用資料にはインターネットなどの資料を適宜利用する。
- 具体的規制内容の教育伝達方法は説明、掲示、回覧、配付などによる。

環境基本法　（教育実施：□）
- 環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにする。

地球温暖化対策推進法　（教育実施：□）
- 社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進する為の措置を講ずる。

循環型社会形成推進基本法　（教育実施：□）
- 循環型社会形成推進基本計画の策定及びその他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定める。

省エネルギー法　（教育実施：□）
- 燃料資源の有効な利用のため、工場、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギー使用の合理化に必要な措置を講ずる。

資源有効利用促進法　（教育実施：□）
- 資源の有効な利用の確保を図り、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全のため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進を図る。

グリーン購入法　（教育実施：□）
- 国、独立行政法人等及び地方公共団体による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供、その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定める。

家電リサイクル法　（教育実施：□）
- 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、廃棄物の減量、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

自動車リサイクル法　（教育実施：□）
- 自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずる。

廃棄物処理法　（教育実施：□）
- 廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を規制する。

高圧ガス保安法　（教育実施：□）
- 高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制する。

1／2

フロン回収破壊法　（教育実施：□）

・ オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するために特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定める。

騒音規制法　（教育実施：□）

・ 工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴い発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なう。また自動車騒音に係る許容限度を定める。

大気汚染防止法　（教育実施：□）

・ 工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進する。また、自動車排出ガスに係る許容限度を定める。

道路運送車両法　（教育実施：□）

・ 道路運送車両に関し、安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図る。（車両の保安基準を定め、点検整備について規定する）

NOx・PM 法　（教育実施：□）

・ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による大気の汚染が著しい特定の地域内に使用の本拠の位置を有する一定の自動車につき窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を定める。

東京都条例（ディーゼル車規制）　（教育実施：□）

・ 条例規制（排出ガス基準）非適合車の都内乗入運行規制。
・ 低公害車の導入、アイドリングストップの遵守などの規制。

埼玉県条例（ディーゼル車規制）　（教育実施：□）

・ 条例規制（排出ガス基準）非適合車の県内乗入運行規制。
・ 低公害車の導入、アイドリングストップの遵守などの規制

千葉県条例（ディーゼル車規制）　（教育実施：□）

・ 条例規制（排出ガス基準）非適合車の県内乗入運行規制。
・ 低公害車の導入、アイドリングストップの遵守などの規制。

神奈川県条例（ディーゼル車規制）　（教育実施：□）

・ 条例規制（排出ガス基準）非適合車の県内乗入運行規制。
・ 自動車からのみだりな排出ガス排出や、騒音発生の規制など。

兵庫県条例（ディーゼル自動車等の運行規制）　（教育実施：□）

・ 阪神東南部地域において大型車の運行規制を実施する。
・ 自動車 NOｘ・PM 法の排出基準に適合しない自動車で、車両総重量８トン以上の自動車（バスについては定員３０人以上の大型バス）は、阪神東南部地域（神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市（北部を除く）、芦屋市、伊丹市）内の運行禁止。

大阪府条例（流入車規制）　（教育実施：□）

・ 排出基準を満たさないトラック・バス等の府域の対策地域内への発着を禁止する流入車規制。

２／２

＜事例②：環境関連の個別法令教育資料＞

・自動車 NOx・PM 法

http://www.env.go.jp/air/car/pamph/index.html

・東京都条例（自動車規制）

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/attachement/aramashi_18.pdf

・廃棄物処理法

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/attachement/ikkatu%20shiryou.pdf

・自動車リサイクル法

http://www.jarc.or.jp/automobile/

上記以外にも各法令の説明資料が、
インターネットから入手できます。

2.　エコドライブの実施

2-1　燃費に関する定量的な目標の設定等　①

認証基準
走行距離および燃料の使用状況について、会社として把握している。〔レベル１〕

■　取組のポイント

１．燃費を把握する方法は問いません。
ただし、これから燃費を把握する場合は、少なくとも１ヶ月間の実績を把握してください。

なお、燃費の増減の要因を分析するため、次のような細かい把握が望まれます。
・車両ごとに、給油のたびに、走行距離、給油量を記録し、燃費を把握します。
・前月末の給油から今月末の給油までを１ヶ月として月間燃費を把握します。

２．確実な燃費把握のために、記録の抜け漏れが無いようにします。

３．把握した燃費実績はチェックリストの表１に記入し、燃費の改善目標を立てる基とします。

■　審査での確認ポイント

１．走行距離、給油量、燃費を把握していることを集計表等で確認します。
２．計算や集計結果に間違いがあっても審査の結果には影響しません。審査後に集計表等を修正すればかまいません。
３．集計表等の形式、書式等は自由です。紙ベースやパソコンベースなどの方法も問いません。

＜審査で確認する書類の例＞
チェックリストの表１の記載内容を裏付ける下記のものが必要です。
○　走行距離・燃料使用量一覧表または集計表

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．燃費の把握を続け、少なくとも年度ごとに集計を行います。
２．前期の燃費の年間集計表等は、紙またはパソコンで保管します。
３．パソコンで保管する場合はデータのバックアップを必ず取りましょう。

＜事例②：燃費実績を管理する表（年間燃費集計表）＞

平成 24 年度　燃料消費量・燃費実績集計表

エコモ運輸㈱東京営業所

掲示

燃費改善目標：対前年度比アップ： 2 %

（注意） 黄色のセルのみデータを入力します。他のセルは自動計算です。

車両ｸﾗｽ（最大積載量）	車両番号	運転手	前期	今期	4月			5月			3月			年度計			目標	燃費
			燃費	目標	走行距離	給油量	燃費	走行距離	給油量	燃費	走行距離	給油量	燃費	走行距離	給油量	燃費	達成率	改善率
			km/ℓ	km/ℓ	km	ℓ	km/ℓ	km	ℓ	km/ℓ	km	ℓ	km/ℓ	km	ℓ	km/ℓ	%	%
最大積載量1t以上2t未満																		
1．2トン	1234	＊＊＊	9.04	9.22	4,255.0	466.0	9.13	3,866.0	422.0	9.16				8,121.0	888.0	9.15	99.2	1.2
1．5トン	2345	○○○	8.67	8.84	3,874.0	435.0	8.91	3,544.0	406.0	8.73				7,418.0	841.0	8.82	99.7	1.7
小計			8.86	9.03	8,129.0	901.0	9.02	7,410.0	828.0	8.95	0.0	0.0		15,539.0	1,729.0	8.99	99.5	1.5
最大積載量2t以上4t未満																		
3．5トン	3456	△△△	8.77	8.95	3,866.0	435.0	8.89	3,522.0	412.0	8.55				7,388.0	847.0	8.72	97.5	−0.6
3．7トン	4485	□□□	8.12	8.28	2,987.0	358.0	8.34	2,566.0	315.0	8.15				5,553.0	673.0	8.25	99.6	1.6
小計			8.45	8.61	6,853.0	793.0	8.64	6,088.0	727.0	8.37	0.0	0.0		12,941.0	1,520.0	8.51	98.8	0.8
最大積載量4t以上6t未満																		
														0.0	0.0			#VALUE!
														0.0	0.0			#VALUE!
小計					0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0			#VALUE!
最大積載量6t以上8t未満																		
														0.0	0.0			#VALUE!
														0.0	0.0			#VALUE!
小計					0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0			#VALUE!
最大積載量8t以上10t未満																		
														0.0	0.0			#VALUE!
														0.0	0.0			#VALUE!
小計					0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0			#VALUE!
最大積載量10t以上12t未満																		
														0.0	0.0			#VALUE!
														0.0	0.0			#VALUE!
小計					0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0			#VALUE!
特種用途自動車（ローリー、冷凍車など）																		
														0.0	0.0			#VALUE!
														0.0	0.0			#VALUE!
小計					0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0			#VALUE!
事業所全体			8.65	8.82	14,982.0	1,694.0	8.84	13,498.0	1,555.0	8.68	0.0	0.0		28,480.0	3,249.0	8.77	99.4	1.4

当月分の燃費実績は、前月最終給油から当月最終給油までの総走行距離、総給油量を基に計算する。
毎月の最終給油日が一定(同じ日)している必要は無い。

2-1　燃費に関する定量的な目標の設定等　②

認証基準
　エコドライブについて、会社として燃費に関して定量的な目標を設定している。
　〔レベル２〕

■　取組のポイント

１．把握した１ヶ月以上の燃費実績を基にして、今年度の燃費改善目標値を定めます。目標設定期間は、初めは年度途中からで１年間に満たない期間でもかまいません。
　ここでいう年度とは、各社で自由に定めた期間のことで、特に規制はありません。決算年度と同様でなくても結構です。

２．初めは燃費目標の基にする燃費実績は１ヶ月以上あれば結構ですが、季節等の影響があるので、１年間の燃費実績を基にした目標を立てることが望まれます。

３．目標は、事業所全体で立てるだけでなく、車両ごと、ドライバーごと、車種ごと、最大積載量ごと、運行形態ごとなど管理しやすい単位でそれぞれ立てることが望まれます。

４．永続的に燃費向上を図ることは困難です。そのため、目標値が毎年改善されていなくても問題ありません。

５．設定した燃費目標をチェックリストの表２に記入してください。

■　審査での確認ポイント

１．燃費目標値を、過去（前年度）の燃費実績に基づいて、決めているかを確認します。
２．燃費の改善率、燃費値、達成状況は問いません。

＜審査で確認する書類の例＞
　表２の記載の通り目標が設定されていることを裏付ける下記のいずれかのものが必要です。
　○　環境方針、環境目標
　○　経営目標
　○　社内通達文書、社内報または掲示物

＜過去の審査であった不適合例＞
　①燃費目標を定めていることが分かる書類または記録がない。

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．前年度の燃費実績を把握し、これを基に今年度の目標を決めるという取組を続けます。
２．決めた燃費目標は社員へ周知し、目標達成への協力依頼や意識啓蒙のための教育指導を適宜続けます。
３．取組が進んで燃費改善が難しければ現状燃費の維持という目標もありえます。

＜事例：燃費目標設定＞

掲示

エコモ運送㈱　東京営業所

燃 費 目 標（年間平均）

（平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月）

前年度比　1 ％　改善

① 全車両平均燃費：

7.13　km/ℓ

②最大積載量別平均燃費：

2 ﾄﾝ以上～4 ﾄﾝ未満車：　8.01 km/ℓ

4 ﾄﾝ以上～6 ﾄﾝ未満車：　6.22 km/ℓ

③運行別平均燃費：

地場車：　8.25 km/ℓ

中長距離車：　6.53 km/ℓ

＊目標燃費達成の為に、エコドライブの徹底に努めましょう。

＊特にアイドリングストップを徹底しましょう。

＊燃費改善で地球温暖化防止に貢献しましょう。

2-2　エコドライブのための実施体制　①

認証基準
　エコドライブを推進するための責任者を定めている。〔レベル１〕

■　取組のポイント

１．エコドライブを推進するための責任者を決めます。

２．一般的には運行管理者が適任でしょう。会社（事業所）の規模や状況によっては、営業所長や社長などが兼任してもかまいません。

３．責任者を決めたら従業員に文書で知らせます。

■　審査での確認ポイント

１．責任者が決められていることを確認します。
２．決められた責任者が誰かが分かる書類の種類や書式などは問いません。

＜審査で確認する書類の例＞
　責任者が特定されていることを示す下記のいずれかのものが必要です。
　　○　社内通達文書、社内報または掲示物
　　○　その他文書化されたもの

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．責任者が変更された場合は、責任者を定めた書類を修正し社内へ周知します。

＜事例：エコドライブ推進責任者を定めた書類＞

⇒　Ｐ．８３「環境保全管理責任者を定めた書類」を参照

（再掲）

グリーン経営　環境保全活動責任者
（○○運送株式会社○○営業所）

●環境保全管理責任者：営業所長　○○○○
（環境保全活動全般の計画、実施、管理の責任者）

●エコドライブ推進責任者：運行管理者　○○○○
（エコドライブの推進により燃費向上を進めるための計画、実施、成果の確認、管理の責任者）

●点検整備責任者：整備管理者　○○○○
（車両の法定点検、環境に配慮した自主点検の点検・整備計画、実施、成果の確認、管理の責任者）

○年○○月○○日
○○運送株式会社
代表取締役：＊＊＊＊＊＊

2-2 エコドライブのための実施体制 ②

認証基準
ドライバーに対して、エコドライブに関する基礎的な知識について、５項目以上の教育・指導を行っている。〔レベル１〕

■ 取組のポイント

１．チェックリストの表３の項目あるいはその他のエコドライブの項目を基にして、エコドライブにはどんな項目があるか、各項目はどんな点に注意して行うか、どんなメリットが期待できるかなどを、５項目以上について、簡潔に、従業員へ教育し、実施のための指導を行います。

２．教育、指導の方法には、エコドライブに関する資料の掲示、回覧、配付、集合教育での説明などがあります。

３．指導している項目についてチェックリストの表３に記入してください。

■ 審査での確認ポイント

１．５項目以上のエコドライブ項目を明確にし、従業員へ教育・指導しているかを確認します。
２．教育・指導のやり方、程度、成果などは問いません。

＜審査で確認する書類の例＞
表３の取組項目のうち、５項目以上について教育・指導を行っていることを示す下記のいずれかのものが必要です。
- ○ 教育資料
- ○ 社内通達文書、社内報または掲示物
- ○ 教育記録

◆ 認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．少なくとも１年間に１回は教育・指導します。効果的なエコドライブの実施のためには日常的な教育・指導が望まれます。
２．教育・指導の資料を保管します。資料を使わない場合は教育の記録を作って保管します。

（参考） 次ページの事例以外のエコドライブ項目例

- ○ グリーンゾーンで運転する
- ○ 発進したらアクセルをゆるめる
- ○ 車間距離を十分にとって余裕のある運転を
- ○ 予知運転による停止・発進回数の抑制
- ○ エンジンブレーキを有効に使う
- ○ 排気ブレーキを入れっぱなしにしない
- ○ 走行ルートは事前に確認し、無駄な走行はしない

＜事例：エコドライブに関する基礎的な知識の教育・指導＞

エコドライブ項目	目的や効果
荷物の積み下ろしの際には、アイドリングストップを心がける。	アイドリング状態にある時の１時間当たりの燃料消費量はそのエンジン排気量の 10%程度です。つまり、排気量 10ℓのエンジンならば、１時間のアイドリングで 1ℓを消費することになります。
急発進、急加速、急ブレーキを控える。	急発進・急加速をすると、必要以上にエンジンの高回転域を使うことになり、通常の加速に比べて著しく燃費が悪化します。 ディーゼル車は、走行中にアクセルペダルの踏み込みをやめてエンジンブレーキの状態にすると、エンジンの燃料供給がカットされ無噴霧状態となるので、この状態を多用すると燃費向上につながります。 フットブレーキのみの使用に比べて、エンジンブレーキを使用して停止した場合、一般的に大型車で１回当り 20～25cc の燃料を節減できます。１日のブレーキ回数を６００回として、さらに、年間に換算すると延べ１８万回となり、燃料消費量としては 3,600～4,500ℓ、金額として 36～45 万円（100 円/ℓ）の節約となります。
不要なものは積まない。	車の燃費は荷物の重さに敏感です。運ぶ必要の無い荷物は降ろしましょう。
シフトアップを早めに行う。	大型車が５速ではなく４速、中・小型車が４速でなく３速というように、一段下のギアで走行したとすると、燃費はそれぞれ 20～40%も悪くなります。
経済速度で走る。	経済速度とは、1km 当たりの燃料消費量が最も少ないエンジン回転数で走る速度です。例えば、交通の状況から経済速度が 50km/h の時、60km/h に速度を上げた場合、燃料消費量は 10%多くなります。
タイヤの空気圧を適正にする。	10 トン車の空気圧が 100kPa（=1.0kgf/㎠）低いと燃費は約 1.5%悪化するといわれています。
空ぶかしをしない。	空ぶかし１回あたりの燃料消費量は、大型車 10～12cc 中型車 5～7cc 小型車 3～5cc。 例えば、燃料 1ℓで大型車が約 3km 走行（1cc で 3m 走行）できると仮定すれば、大型車が１回空ぶかしすると、30～36m 走行分の燃料を無駄にしていることになります。
エアコンの設定温度（使用）を控えめにする。	エアコンの使用によりエンジンの回転数が高くなるため、結果として燃料の使用量が増加します。エアコンの使用は最小限に心がけ、こまめに適正な温度に調整することが重要です。

2-3　アイドリングストップの励行　①

認証基準
アイドリングストップの励行を重点的に取り組むよう周知している。〔レベル１〕

■　取組のポイント

１．アイドリングストップはエコドライブの項目の中でも重要な項目です。

２．このアイドリングストップに日ごろから重点的に取り組むことをドライバーへ周知します。

３．周知の仕方は自由ですが、例えば、ステッカー、看板、指示文書の掲示や回覧、デジタコの評点（重み付け）を重くする、点呼での指導、集合教育で説明するなどの方法を組み合わせて利用すると良いでしょう。

■　審査での確認ポイント

１．アイドリングストップの励行を重点的に取り組むことをドライバーへ周知しているかを確認します。
２．周知方法、程度、頻度、また、ドライバーの理解や実施度などは問いません。

＜審査で確認する書類の例＞
下記のいずれかにより周知されていることが必要です。
- ○　教育資料
- ○　社内通達文書、社内報または掲示物
- ○　教育記録

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．少なくとも１年間に１回は教育・指導します。効果的な取組のためには日常的に継続した教育・指導が望まれます。
２．教育・指導の資料は保管します。口頭説明のみの場合は教育の記録を作って保管します。

＜事例：アイドリングストップの励行を周知＞

①アイドリングストップのステッカーを車両に貼付

②　Ｐ．９３　燃費目標設定の例を参照
③　Ｐ．９９　アイドリングストップ実施項目の例を参照

第７章
認証基準の解説及び取組事例

2-3　アイドリングストップの励行　②

認証基準
アイドリングストップに関する具体的な実施項目を定めている。〔レベル２〕

■　取組のポイント

１．どのような場合にアイドリングストップをするか具体的な実施項目を定めて、文書化し、ドライバーに周知します。

２．業務内容や車両の用途（冷凍車、ローリー等）、キャビン内の設備（エアヒーター、蓄熱マット、畜冷式クーラー等）などによって、どのような場合にアイドリングストップを実施できるかが変わってきます。各車の用途や設備を踏まえて、業務に支障が無い範囲で実施項目を決めます。

３．ドライバーへの周知方法は、文書の掲示、回覧、配付、あるいは集合教育での説明など自由です。

■　審査での確認ポイント

１．アイドリングストップを行う具体的な実施項目（場合）を定めているかを確認します。
２．項目の数や内容、実施の程度や有無は問いません。

＜審査で確認する書類の例＞
具体的な実施項目を定めていることを示す下記のいずれかのものが必要です。
- ○　教育資料
- ○　社内通達文書、社内報または掲示物
- ○　教育記録

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．実施項目は必要があれば見直します。変更の場合には実施項目を定めた書類を作り直してドライバーへ周知します。

<事例：アイドリングストップ実施項目を定めた書類>

掲示

アイドリングストップの徹底！！

地球温暖化防止、燃費改善、燃料代節減の為に
アイドリングストップを徹底しよう。

環境に優しく、プロのドライバーだからこそ
アイドリングストップを。

① 積込、荷降しの時
② 荷待ちの時
③ 食事や休憩の時
④ コンビニ利用の時
⑤ 工事や事故などの渋滞路で２分以上停車の時
⑥ 荷主構内の入出門手続きの時
⑦ 出荷伝票手続きの時
⑧ 踏み切り待ちの時
⑨ 洗車の時
⑩ 給油の時
⑪ 点呼の時
⑫ 日常点検の時
⑬ 暖機運転は通常は３分以内、冬場は５分以内

（注意）運送業務の実態から考えて、実施できない項目は削除して利用する。

2-4　推進手段等の整備

認証基準
エコドライブを実施するための手引き（省エネ運転マニュアル等）をドライバーに配布している。〔レベル１〕

■　取組のポイント

１．エコドライブの取組項目、具体的なやり方、注意点、効果などが説明されているエコドライブに関する手引き（説明書、教本）を全ドライバーへ配布し、全員がいつでも利用できるようにします。

２．手引きとしては、トラック協会、トラックメーカー、各種団体などが発行したものを利用することができます。

３．配布する手引きは、印刷された冊子でも、元の資料をコピーしたものでも、インターネットから入手・プリントしたものでもかまいません。

■　審査での確認ポイント

１．エコドライブに関する手引きがドライバーへ配布されているかを、配布した手引きの控えなどで確認します。
２．手引きの種類、配布の時期、手引きの利用状況や理解などは問いません。

＜審査で確認する書類の例＞
ドライバーに配布していることを裏付ける下記のいずれかのものが必要です。
- ○　教育資料
- ○　社内通達文書または社内報
- ○　冊子類

＜過去の審査であった不適合例＞
①エコドライブを実施するための手引きを配布していない。

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．手引きをドライバーへ一度配ったら、時には、紛失していないかを確認してみると良いでしょう。無くしたドライバーがいたら再度配ります。
２．新規採用のドライバーがいれば同じものを配ります。

＜事例：エコドライブを実施するための手引き＞

① 「トラックのエコドライブテキスト」

問い合わせ先：
（公財）交通エコロジー・モビリティ財団
交通環境対策部
電話：03－3221－7636
（頒布価格：200円）

② 「省エネ運転マニュアル」と「エコドライブ推進手帳」

問い合わせ先：
（公社）全日本トラック協会
〒163-1519
東京都新宿区西新宿1丁目6番1号
新宿エルタワー19階
電話：03－5323－7243（交通環境部）
ホームページ　http://www.jta.or.jp
（無料）

3. 低公害車の導入

3-2　最新規制適合ディーゼル車：導入目標の設定と取組　①

認証基準
保有しているディーゼル車が何年規制に適合しているかについて把握している。
〔レベル１〕

■　取組のポイント

１．保有ディーゼル車の車検証に記載されている型式の識別記号を確認し、チェックリストの表７の「ディーゼル車排出ガス規制区分」欄で何年度の排出ガス規制に適合しているかを調べ、把握した内容をチェックリストの表７のＡ項に記入してください。

把握した内容を車両管理台帳などに整理することは車両管理上で有効です。

識別記号・・・型式の-（ハイフン）の前部のアルファベット１～３文字の部分のことです。何年の排出ガス規制（車両メーカーに対する規制）に適合しているかを表わしています。

２．識別記号と何年度の排出ガス規制に適合しているかを整理し、保有ディーゼル車の排出ガス性能（NOx・PM値など）を把握することが大切です。
このことが、新車代替の計画、NOx・PM 法や首都圏などの条例による車両規制などに適正に対応することのもととなります。

■　審査での確認ポイント

１．チェックリストの表７の記載に基づいて、内容が合っているか車検証等と照合し確認します。
２．車両管理台帳等を利用の場合はその書式等は問いません。

＜審査で確認する書類の例＞
表７（Ａ項）の記載内容を裏付ける下記のものが必要です。
○　車検証の写しまたは車両管理台帳

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．車両管理台帳等で管理している場合は、車両の入替えがあったら内容を修正します。
２．把握したデータに基づいて、車両の代替計画や必要な法令への対策を立てていきます。

＜事例：車両管理台帳＞

（排ガス規制適合把握、NOx・PM 法規制適合把握、最新規制適合ディーゼル車代替計画、条例規制適合把握、排ガス減少装置のメンテナンス）

○○年度　　　　車両管理台帳兼代替計画表

車両番号	燃料種別	初年度登録		排出ガス規制区分		排出ガス減少装置（後処理装置）		NOx･PM法、条例等の適合状況（下段：非適合車の場合の猶予期限）					代替計画			
		年	月	型式	規制区分	種類	メンテナンス	NOx･PM法	ディーゼル車等運行規制条例 東京･埼玉	千葉･神奈川	兵庫	大阪	○○年	△△年	◇◇年	▽▽年
12-34	軽油	○○	9	PKG	新長期規制(H17)	尿素SCR	20万km又は2年ごとフィルター交換	適合	適合	適合	適合	適合				
						DPR	15万km又は1年ごと排気圧点検又はフィルター及び差圧パイプの清掃									
12-36	軽油	○○	5	KL	長期規制(H11)			適合	非適合 ○○年5月	適合	適合	適合				3月
45-67	軽油	○○	11	KC	短期規制(H6)	酸化触媒	メンテナンスフリー	非適合 ○○年11月2日	適合	適合	非適合 ○○年11月2日	非適合 ○○年11月2日		9月		
45-68	軽油	○○	8	KC	短期規制(H6)			非適合	非適合	非適合	非適合	非適合	6月			

3-2　最新規制適合ディーゼル車：導入目標の設定と取組　②

認証基準
（営業所が NOx・PM 法対策地域内にある場合のみ）NOx・PM 法に基づく、今年度の規制対象となる車両の台数について把握している。〔レベル１〕

■　取組のポイント

１．この項目は、営業所が NOx・PM 法の対策地域内にある事業者のみが対象となります。

２．マニュアルＰ．２６「●自動車 NOx・PM 法における車種規制」を参照して規制内容を理解し、保有ディーゼル車の適合状況について次のことを把握します。

「NOx・PM 法の規制に適合していない車両（非適合車）があるか」
「非適合車が有る場合は、最終使用可能日（猶予期限）はいつか」

（参考）車両の NOx・PM 法への適非状況、車検の最終有効期限は、車検証の備考欄に記載されています。

把握した内容を車両管理台帳などに整理することは車両管理上で有効です。

３．保有ディーゼル車のうち、現在から各社の今年度末（会計年度末など）までに使用の猶予期限が切れる車両の台数をチェックリストの表７のＢ項に記入してください。

■　審査での確認ポイント

１．チェックリストの表７の記載内容が合っているかどうか車検証等と照合して確認します。
２．車両管理台帳等を利用の場合はその書式等は問いません。

＜審査で確認する書類の例＞
表７（Ｂ項）の記載内容を裏付ける下記のものが必要です。
○　車検証の写しまたは車両管理台帳

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．車両管理台帳等で管理している場合は、車両の入替えがあったら内容を修正します。

＜事例：　NOx・PM 法適合把握＞

⇒　Ｐ．１０３　「車両管理台帳」の NOx・PM 法規制適合把握の部分を参照

3-2　最新規制適合ディーゼル車：導入目標の設定と取組　③

認証基準
最新規制適合ディーゼル車の導入について計画を策定し、目標達成に向けて導入に取り組んでいる。〔レベル２〕

■　取組のポイント

１．最新規制適合ディーゼル車の導入とは新車代替計画のことをいいます。

２．保有ディーゼル車の排出ガス性能を把握し、NOx・PM 法や条例などの規制に適正に対応し、より低公害な最新規制適合ディーゼル車への代替えを計画的にすすめるようにします。

３．車両導入は費用も大きく経営の基盤でもあるため、1 年程度の短期的な計画ではなく、３年以上（今年度、次年度、次次年度…）の新車代替計画をたてて取り組みます。

４．経営上の諸事情を考慮して、計画がゼロ台ということもありえます。また、計画の変更修正は適宜自由に行えます。

５．現時点から各社の今年度末（会計年度末など）までに保有ディーゼル車を新車に代替えする計画があればその台数をチェックリストの表７のＣ項に記入してください。

■　審査での確認ポイント

１．３年間以上の新車に代替えする計画を立てているかを計画書等で確認します。
２．計画書の書式や計画通りに実施されているかどうかなどは問いません。

＜審査で確認する書類の例＞
表７（Ｃ項）の記載内容を裏付ける下記のものが必要です。
○　３年以上の期間を設定した新車代替計画表（導入計画表）

＜過去の審査であった不適合例＞
①代替（導入）計画を立てていない。

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．年度ごとに計画を見直し、３年間以上の計画を維持します。

＜事例：　最新規制適合ディーゼル車の代替（導入）計画＞

⇒　Ｐ．１０３　「車両管理台帳」の最新規制適合ディーゼル車代替計画の部分を参照

3-3　地域で定める低公害車等に関する制度への取組

認証基準
（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県および大阪府ディーゼル車等の運行規制に関する条例の定める地域を運行する車両がある場合のみ）今年度、条例に定める運行規制の対象となる車両の台数を把握している。〔レベル２〕

■　取組のポイント

１．この項目は、条例の定める地域を運行する車両がある事業者のみが対象となります。

２．条例規制地域では排出ガス基準を満たさないディーゼル車を運行できないように規制しています。マニュアルＰ．３０「NOx・PM 法と地域で定める低公害車等に関する制度の内容」（表）を参照して、条例の規制内容（規制対象地域、乗入猶予期間等）を理解し、保有ディーゼル車の適合状況について次のことを把握します。

「条例の規制に適合してない車両（非適合車）があるか」
「非適合車が有る場合は、最終走行可能日（猶予期限）はいつか」

（参考）車両の各条例への適非状況は、車検証で型式を確認し、チェックリストの表９の各記入欄を見れば確認できます。記入欄に横線（------）が記載されている型式車両は条例適合車で、記載のない型式車両は非適合車です。

把握した内容を車両管理台帳などに整理することは車両管理上で有効です。

３．条例の定める地域を運行している保有ディーゼル車の台数をチェックリストの表９のＡ項に記入してください。そのうち、現時点から各社の今年度末（会計年度末など）までに規制の猶予期限が切れ、運行ができなくなる車両の台数を該当するＢ～Ｅ項に記入してください。

■　審査での確認ポイント

１．チェックリストの表９の記載内容が合っているかどうか車検証等と照合して確認します。（各車両の条例への適合、非適合の状況および使用可能期限を把握しているかを確認）
２．車両管理台帳等を利用の場合はその書式等は問いません。

＜審査で確認する書類の例＞
表９の記載内容を裏付ける下記のものが必要です。
○　車検証の写しまたは車両管理台帳

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．車両管理台帳等で管理している場合は、車両の入替えがあったら内容を修正します。

＜事例：　条例規制適合把握＞
⇒　Ｐ．１０３　「車両管理台帳」の条例規制適合把握の部分を参照

4. 自動車の点検・整備

4-1　点検・整備のための実施体制　①

認証基準
点検・整備の責任者を、点検・整備に関する権限を明確に示した上で、任命している。〔レベル１〕

■　取組のポイント

１．環境保全に配慮した点検・整備の実施を確実にするための責任者を任命します。

２．点検・整備は専門的な事柄なので、責任者には、法定の整備管理者や点検・整備に知識や経験のある人を充てるのが適切でしょう。

３．責任者には点検・整備に関してどのような権限があるのかを明確にして、社内へ周知します。

４．法定の整備管理者が選任されていれば、特に点検・整備の責任者を別に定める必要はありません。

■　審査での確認ポイント

１．点検・整備責任者が任命されていることを確認します。
２．責任者を確認する書類は、定められた責任者が誰かが分かる書類であれば何でもかまいません。書式も問いません。

＜審査で確認する書類の例＞
点検・整備の責任者（法令で定める整備管理者でも可）を任命していることを示す下記のいずれかのものが必要です。
- ○　法令で定める整備管理者の場合は選任届の写し
- ○　社内通達文書、社内報または掲示物
- ○　その他文書化されたもの

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．責任者が変更された場合は、責任者を定めた書類を修正し社内へ周知します。

＜事例：点検・整備責任者を定めた書類＞

⇒　Ｐ．８３　「環境保全管理責任者を定めた書類」を参照

（再掲）

グリーン経営　環境保全活動責任者
（〇〇運送株式会社〇〇営業所）

●環境保全管理責任者：営業所長　〇〇〇〇
（環境保全活動全般の計画、実施、管理の責任者）

●エコドライブ推進責任者：運行管理者　〇〇〇〇
（エコドライブの推進により燃費向上を進めるための計画、実施、成果の確認、管理の責任者）

●点検整備責任者：整備管理者　〇〇〇〇
（車両の法定点検、環境に配慮した自主点検の点検・整備計画、実施、成果の確認、管理の責任者）

〇年〇〇月〇〇日
〇〇運送株式会社
代表取締役：＊＊＊＊＊＊

4-1　点検・整備のための実施体制　②

認証基準
点検・整備について、ドライバーを対象に教育を行い、情報の提供を行っている。〔レベル２〕

■　取組のポイント

１．適切な時期に、適切な個所の点検・整備を行うことが、車両維持や環境保全の観点から重要です。そのためにドライバーに対し、日ごろから、異常の見分け方など点検・整備に関する知識や技能を身につけさせるための教育や情報提供を行うことが大事です。

２．具体的な教育内容、方法の例には次のようなものがあります。

①（公社）全日本トラック協会発行の「トラックドライバーが日常行う事項」、「点検・整備ハンドブック」等を利用した説明や配付。
②トラックメーカー（ディーラー）発行の車両取扱説明書（点検・整備の部分）、メンテナンスノート等を利用した説明や配付。
③新入のドライバーに対して日常点検などに関する知識や実技の教育。
④全ドライバーへ数年に一度など定期的に点検・整備に関する再教育。
⑤新車導入時に排ガス減少装置などその車両に特有の点検・整備に関する注意事項などの教育。

３．教育内容は「点検・整備に関すること」であればどんなことでもかまいません。

■　審査での確認ポイント

１．点検・整備に関する事柄を教育、情報提供しているかを確認します。
２．教育、情報提供の方法、内容、頻度、程度などは問いません。

＜審査で確認する書類の例＞
ドライバーに対し点検・整備に関する教育、情報提供を実施していることを示す下記のいずれかのものが必要です。
○　教育資料
○　社内通達文書、社内報または掲示物
○　教育記録

＜過去の審査であった不適合例＞
①点検・整備に関する教育の資料または記録がない。

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．少なくとも１年間に１回以上は点検・整備に関する教育を実施します。同じ事柄の繰り返し教育でもかまいません。
２．教育資料は保管します。資料が無ければ教育の記録を作成し、保管します。

＜事例：点検・整備の教育、情報提供＞

● （公社）全日本トラック協会発行「トラックドライバーが日常行うべき事項」

5．タイヤの空気圧、亀裂・損傷・異状摩耗、溝の深さをチェック

①点検・測定及び充填は、必ずタイヤが冷えているときに行う。
②目視でタイヤのたわみ具合や、タイヤ・ゲージでタイヤの空気圧の点検をする。空気圧が不良のときは、標準空気圧に調整する。
③タイヤの接地面全周や側面に亀裂や損傷がないかを点検する。また、金属片・石・その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないかをタイヤ全周にわたり点検する。
④タイヤの接地面に異状な摩耗がないかを点検する。
⑤一般道路の走行では、タイヤの摩耗限度は、残り溝の深さが1.6mmである。高速道路の走行では、タイヤの摩耗限度は、小型トラック用タイヤで残り溝の深さが2.4mm、それ以外のトラック用タイヤで残り溝の深さが3.2mmである。
⑥残り溝が1.6mmになると、タイヤのスリップ・サイン表示位置（▲位置）にスリップ・サイン（摩耗限度表示）が現れる。スリップ・サイン（摩耗限度表示）が現れた時は交換時期を示しているので、適切なタイヤに交換する。
⑦その他、スペア・タイヤについても必要に応じて点検する。

9

● （公社）全日本トラック協会発行「事業用トラックの点検整備（ハンドブック）」

3. キャブをティルトして

チェックポイント11	ファン・ベルトの張り・損傷をチェック

□ベルトの中央部を指で押して(約10kgの力)、ベルトのたわみ量が基準値内にあるかを確認する。基準値外のときは調整する。また、ファン・ベルトに亀裂・損傷がないか、あわせて点検する。

23

問合せ先：（公社）全日本トラック協会
〒163-1519　東京都新宿区西新宿１丁目６番１号
新宿エルタワー19階　TEL.03（5323）7243（交通環境部）
ホームページ　http://www.jta.or.jp

4-2　車両の状態に基づく適切な点検・整備　①

認証基準
点検・整備を整備事業者に依頼する時は、車両の状態を日常から把握し、環境に対して影響のある現象について伝えている。〔レベル１〕

■　取組のポイント

１．環境に影響のある現象（車両状態）とは何か、どんな影響があるかについて、資料に基づいてドライバーへ教育します。資料は既存のものでも自社製でも自由ですが、簡潔なものが良いでしょう。

＜環境に影響のある現象の例＞
・排ガスの汚れが、ひどくなってきた
・燃費が悪くなってきた
・車両の騒音が増してきた
・エアコンの効きが悪くなってきた

２．環境に影響する現象（異常）が発生したときの報告・伝達のルール（文書）を定めます。

①社内で誰から誰へ報告するか
②社外（社内）の整備工場へ誰が伝達（修理依頼）するか

ルールは会社の業務や管理の実態に則して決めます。ルール文書の書式は自由です。

３．社内、社外へ現象を報告・伝達するときには書類で確実に伝えます。そのときに使う連絡シート（点検・整備依頼書など）を作成し、現象発生時に利用します。書式は自由です。

４．現象が発生したときには整備工場で速やかに点検・整備を受け、車両を正常な状態に戻し、その点検・整備の記録を入手、保管します。

５．現象発生時の連絡シートは、その利用を確実なものにするためには、現象が発生したときだけではなく、車両全般の不調時に報告用書類として日常的に利用すると良いでしょう。

■　審査での確認ポイント

１．環境に影響する現象について資料に基づいて教育しているかを確認します。
２．教育用資料の種類、形式、内容、程度や教育・情報伝達の方法などは問いません。
３．現象発生時の社内、社外への報告・伝達ルール（文書）を定めているかを確認します。ただし「誰が報告するか」、「誰が点検・整備連絡シートに記入するか」などは問いません。
４．現象の報告・伝達用連絡シートを作成し、利用しているかを確認します。ただし現象事例の発生が無ければ連絡シートの使用実績は不要です。
５．現象が発生した場合には整備工場で点検・整備を受けたかを確認します。

＜審査で確認する書類の例＞
・環境に影響のある現象とは何か（排ガスの状態、燃費の低下、騒音の増加、エアコンの効き具合等）を具体的に記述した資料に基づき、ドライバーに内容を周知していることを示

す下記のいずれかのものが必要です。
- ○ 教育資料
- ○ 社内通達文書、社内報または掲示物
- ○ 教育記録

・環境に影響のある現象が発生した場合、その内容を適切に伝える仕組み（報告のルールを明記した基準書、社内及び整備事業者への点検・整備依頼書）をドライバーに周知していることを示す下記のものが必要です。
- ○ 環境に影響のある現象が発生した場合の報告のルールを定めた書類
- ○ 点検整備に関する連絡シート（点検・整備依頼書等）
- ○ 異常があった場合の点検・整備の記録

＜過去の審査であった不適合例＞

①環境に影響のある現象に関する教育用資料がない。②現象が発生したときの連絡ルールを定めた書類がない。③現象が発生したときの点検・整備連絡シートがない。

◆ 認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．新規採用のドライバーがあれば、会社としてグリーン経営の取組をしていることや環境に影響する現象とは何か、発生時の報告・伝達ルール、連絡シートの使用などに関する教育が必要です

２．現象発生の事例があれば連絡シートを使用して、保管します。

３．現象発生時の点検・整備の記録も入手、保管します

４．連絡シートや現象発生時の点検・整備の記録については、審査では過去１年間継続して取り組んでいることを確認しますので、その間の記録を保管します。

＜事例①：環境に影響のある現象に関する教育資料＞

ポスター送付希望の場合は、エコモ財団に「こんな車両状態は環境に影響がありますポスター送付希望」とFAX（03-3221-6674）でお申込みください。（無料）

第7章
認証基準の解説及び取組事例

<事例②：環境に影響のある現象が発生した時の報告のルールを定めた書類>

掲示

環境に影響する車輌状態の異常時の社内報告、整備業者への修理依頼について

●環境保全に配慮した運送業務を実施するために以下の社内ルールを新たに決めましたので確実に実行してください。
●異常報告には点検整備連絡シートを使用してください。
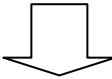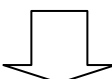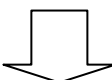
＜事例③：点検・整備に関する連絡シート（点検・整備依頼書）＞

点　検・整　備　連　絡　シート

この連絡シートは車両に不具合が発生した場合に、迅速確実に点検整備を実施するために使用する。

ドライバー氏名		発見日： 月　日（　曜日）　午前・午後　時	
車両番号			
不具合又は整備依頼項目 （該当箇所にチェックする）	□　エアコン □　異音 □　排気ガス（黒煙） □　燃費が悪くなってきた □　その他 （　　　　）	具体的な内容	

⇩

整備管理者	整備内容及び指示：	整備管理者 印

⇩　ＦＡＸで連絡

整備工場所見／修理箇所内容	整備内容・使用部品：（概要）	整備業者 印

⇩　ＦＡＸで連絡

整備管理者	整備結果確認、内容：	整備管理者 印

4-2　車両の状態に基づく適切な点検・整備　②

認証基準
目視により黒煙が増加してきたと判断された時には、点検・整備を実施している。
〔レベル１〕

■　取組のポイント

１．環境に影響する現象のうちのディーゼル車の黒煙が増加しているか否かについて、以下のように点検・整備基準（書）を定めて実施します。

○　いつ、誰が、どのようにチェックするか
○　どうなっていたら、異常な状態と判断するか（判断基準）

２．黒煙チェックを「いつ行なうか」、「誰が行なうか」、「どのようにチェックするか」は自由です。ただし、チェック方法は「黒煙チャート」紙を利用した目視チェックが容易です。

３．基準に基づき黒煙をチェックし、その結果の記録を保管します。
（例えば、車両自主管理表、日常点検表、運転日報等）

４．黒煙が増加してきたと判断された時には整備工場で点検・整備を受け、記録を保管します。

５．基準書や記録の形式や書式は自由です。

■　審査での確認ポイント

１．黒煙の点検基準（書）を定めているかを確認します。
２．基準どおりに実施しているかを過去直近２回分の記録で確認します。
３．黒煙が増加してきたと判断された時には整備工場で点検・整備を受けているかを確認します。

＜審査で確認する書類の例＞
黒煙のチェック方法（黒煙チャートまたはスモークテスター等）についてドライバーに周知し、かつ点検・整備が実施されていることを示す下記のものが必要です。
○　黒煙が増加しているか否かを確認する方法（いつ、誰が、どのように）および、その判断基準を定めた書類
○　確認結果の記録
○　異常があった場合の点検・整備の記録

＜過去の審査であった不適合例＞
①確認方法と判断基準を定めた書類がない。②確認結果の記録がない。

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．基準どおりに点検を実施し、その結果を記録し、保管します。
２．黒煙が増加してきたと判断された時には整備工場で点検・整備を受け、その記録を保管します。

３．審査では過去１年間継続して実施していることを確認しますので、その間の記録を保管します。

（参考）　点検・整備基準の変更、改定について

１．基準の決め方は全車一律でも、車両別でも、車両の種類別でも、運行形態別でもかまいません。各社で管理しやすいように自由に決めてください。

２．一度決めた点検・整備基準は車両の状況や運行状況によって、いつ、どのように変更や改定をしてもかまいません。

３．大事なのは、自社で車両の使い方を考慮し実態に適した基準を決めて、その基準を守って、点検・整備を確実に行なうということです。

４．基準を見直しした場合でも、エコモ財団に届出等の必要はありません。ただし、いつから新しい基準を適用したかが分かるように、改定基準を明記した書類に改定日を記録（表示）しておくことが必要です。

（注）<u>この点検・整備基準の変更に関する内容は、以降のグリーン経営の点検・整備の項目全てに共通です。</u>

＜事例：黒煙のチェック方法およびその判断基準を定めた書類＞

ディーゼル車 排気ガスの汚れ（黒煙）点検整備基準		制定　年　月　日 改定　年　月　日	
目的	肺がんの原因等とされ環境に影響のある現象である、排気ガスの汚れ（黒煙）を早期に発見し、黒煙を規定以上に排出している整備不良車を発生させない		
概要	黒煙チャート紙による目視チェック。		
点検者	ドライバーと整備管理者	**点検時期**	１ヵ月に１回
点検方法	【ドライバー】 運転席でアクセル操作 【整備管理者】 排気ガスの色と黒煙チャート紙の濃さを比較 ① チャート紙は５色の面を自分に向ける ② 排気管出口から約１ｍ後ろ、横約１ｍのところに立つ ③ チャート紙は排出される黒煙に対して平行にする ④ アクセルを２～３秒間一杯に踏み込む ⑤ 出た黒煙を追うようにチャート紙の穴から見る ⑥ このときの黒煙の色がチャート紙のどの色の範囲にあるかを確認する **■適否の判断基準** 型式の識別記号別に許容されるチャート紙の色の範囲 約 40～50％より薄いもの・・・型式の識別記号　P,S,U,W,X,Y 約 25～40％より薄いもの・・・短期規制（平成 5/6 年規制）適合車 型式の識別記号　KD,KA,KB,KC 約 15～25％より薄いもの・・・長期規制（平成 9/10/11 年規制）適合車以降 型式の識別記号　KE,KF,KG,KK,KL など ※新短期規制以降車（平成 14/15/16 年規制以降）は通常良好な状態では 黒煙は排出されない（0～15％） 黒煙の濃度（%） 約15～25% 約25～40% 約40～50% 50%以上		
点検 整備の 記録	『グリーン経営車両点検・整備記録表』に結果がよければ○、悪ければ×を記入		
異常時 の対応	『点検・整備連絡シート』に記入し、整備工場に黒煙濃度の測定と測定値が高い場合の整備を依頼。		

＜事例：黒煙が増加しているか否かを確認した結果の記録①＞（点検項目別全車両一覧の例）

グリーン経営　車両点検･整備記録表（黒煙）

平成〇〇年度

■黒煙を確認する日：月1回（月初）

車両番号	型式	条件	前回点検実施日	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
				日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果
12－34	PKG （新長期規制適合）	15%以下	3月1日	2	○	1	○	5	○	1	○	2	○	1	○												
23－45	PJ （新短期規制適合）	15%以下	3月3日	2	○	2	○	3	○	1	○	4	○	1	○												
34－56	KC （長期規制適合）	約25～40%	3月1日	1	×	3	○	1	○	1	○	1	○	2	○												
点検整備責任者の確認				印		印		印		印		印		印		印		印		印		印		印		印	

（注意）　結果がよければ○を、悪ければ×を記入する。黒煙が不調の場合は、速やかに整備工場で点検整備を受ける。

＜事例：黒煙が増加しているか否かを確認した結果の記録②＞（車両別全点検項目一覧の例）
（黒煙、エアコン、タイヤ空気圧、エアフィルタ、エンジンオイル、オイルフィルタの記録）

グリーン経営　車両点検･整備記録表　平成〇〇年度

車両番号	12-34	運転手	〇〇〇〇

排ガス規制型式	条件他	点検交換基準		前回交換／実施	1月			2月			3月			4月			5月			6月		
PJ		走行距離	期間		日付	距離メータ	結果	日付	距離メータ	結果	日付	距離メータ	結果	日付	距離メータ	結果	日付	距離メータ	結果	日付	距離メータ	結果
黒煙	15%以下		1ヶ月	12月10日	5	－	〇	8	－	×	3	－	〇	1	－	〇	6	－	〇			
エアコン	気泡数個		1ヶ月	12月10日	5	－	〇	8	－	〇	3	－	〇	1	－	×	6	－	〇			
タイヤ空気圧	エアゲージ		1ヶ月	12月10日	5	－	△	8	－	〇	3	－	△	1	－	△	6	－	〇			
エアフィルタ	清掃	6,000km		54,378	12	60,125	〇							20	65,856	△						
	交換	65,000km		新車							21	64,852	－									
エンジンオイル	CF	10,000km		49,964	15	60,266	－										18	69,513	－			
オイルフィルタ		20,000km		49,964													18	同上	－			
月末走行距離メーター						60,755	印		62,846	印		65,113	印		66,753	印			印			印

排ガス規制型式	条件他	点検交換基準			7月			8月			9月			10月			11月			12月		
PJ		走行距離	期間	—	日付	距離メータ	結果	日付	距離メータ	結果	日付	距離メータ	結果	日付	距離メータ	結果	日付	距離メータ	結果	日付	距離メータ	結果
黒煙	15%以下		1ヶ月	—																		
エアコン	気泡数個		1ヶ月	—																		
タイヤ空気圧	エアゲージ		1ヶ月	—																		
エアフィルタ	清掃	6,000km		—																		
	交換	65,000km		—																		
エンジンオイル	CF	10,000km		—																		
オイルフィルタ		20,000km		—																		
月末走行距離メーター							印			印			印			印			印			印

（注意）結果がよければ〇を、悪ければ×を記入。空気圧不足やエアフィルタ汚れは補充や清掃して△と記入。黒煙やエアコンの不調時には速やかに整備工場で点検整備を受ける。

（注意）できるだけ基準を超さないで基準に近い時期に点検整備を実施する。 運行の都合で基準を超えてしまったときは速やかに実施し実際の日付や距離数を記録する。
運行の都合でたまに基準を多少超えてもかまわない。概ね基準を守って確実に実施できていれば良い。

（注意）点検整備責任者又は代理者は、点検整備基準どおりに点検整備が行なわれているかを確認し、確認印を押す。

4-2　車両の状態に基づく適切な点検・整備　③

認証基準

エアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された時には、整備事業者に点検・整備を依頼している。〔レベル１〕

■　取組のポイント

１．「エアコンガスが減っているか否か」について、点検基準を以下のように定めて実施します。
- ○　いつ、誰が、どのようにチェックするか
- ○　どうなっていたら、異常な状態と判断するか（判断基準）

２．エアコンのチェックを「いつ行なうか」、「誰が行なうか」、「どのようにチェックするか」は自由です。ただし、チェック方法はサイトグラスによる目視チェックが容易な方法です。

３．基準に基づきエアコンガスが減っているか否かをチェックし、その結果の記録を保管します。（例えば、車両自主管理表、日常点検表、運転日報等）

４．エアコンガスが減っていると判断された時には、整備工場で点検・整備を受け、記録を保管します。

５．基準書や記録の形式や書式は自由です。

■　審査での確認ポイント

１．エアコンの効き具合（冷媒ガス漏れ）の点検基準（書）を定めているかを確認します。
２．基準どおりに実施しているかを過去直近２回分の記録で確認します。
３．エアコンガスが減っていると判断された時には整備工場で点検・整備を受けているかを確認します。

＜審査で確認する書類の例＞

エアコンの効き具合が悪くなった時に点検・整備が実施されていることを示す下記のものが必要です。
- ○　エアコンガスが減っているか否かを確認する方法（いつ、誰が、どのように〔サイトグラス、温度計、圧力計、ガス漏れテスター、石鹸水塗布又は体感等による確認〕）および、その判断基準を定めた書類
- ○　確認結果の記録
- ○　異常があった場合の点検・整備の記録

＜過去の審査であった不適合例＞

①確認方法と判断基準を定めた書類が無い。②確認結果の記録がない。

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．基準どおりに点検を実施し、その結果を記録し、保管します。
２．エアコンガスが減っていると判断された時には整備工場で点検・整備を受け、その記録を保管します。
３．審査では過去１年間継続して実施していることを確認しますので、その間の記録を保管します。

＜事例：エアコンガスが減っているか否かを確認する方法およびその判断基準を定めた書類①＞

<table>
<tr><td colspan="4">エアコンのガス漏れ点検・整備基準</td><td colspan="2">制定　　年　　月　　日
改定　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">目的</td><td colspan="4">オゾン層の破壊、地球温暖化に強く影響を与えるカーエアコンのフロンガスのガス漏れを早期に発見すること。エアコンの効きが悪いため、エアコンの非効率使用による燃費悪化を抑制する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td colspan="4">サイトグラスで冷媒量点検。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">冷媒量点検</td><td>点検者</td><td>整備管理者とドライバー</td><td>点検時期</td><td colspan="2">１ヵ月に１回</td></tr>
<tr><td>点検方法</td><td colspan="4">サイトグラスにより、気泡の流れをチェックする。

【ドライバー】
運転席で以下の操作
① エンジンを始動し、エアコンスイッチを ON にする
② 内外気切り替えを内気循環にする
③ ファンスイッチを Hi（強）にする
④ エンジン回転数を 1500 回転まで徐々にあげていく

【整備管理者】
サイトグラスにより冷媒の気泡の状態を確認

■適否の判断基準
【正常】 気泡が消えて透明になる。ほとんど気泡が含まれていない。（２～３個見える程度）
【異常】 気泡が連続的に通過する（冷媒不足）

サイトグラス</td></tr>
<tr><td>点検整備の記録</td><td colspan="4">『グリーン経営車両点検・整備記録表』に結果がよければ○、悪ければ×を記入する</td></tr>
<tr><td>異常時の対応</td><td colspan="4">『点検・整備連絡シート』に記入し、整備工場にガス漏れの点検と、ガス漏れの場合はその整備を依頼する。</td></tr>
</table>

＜事例：エアコンガスが減っているか否かを確認する方法およびその判断基準を定めた書類②＞

<table>
<tr><td colspan="3">エアコンのガス漏れ点検・整備基準
（サイトグラスがない車両）</td><td colspan="2">制定　　年　　月　　日
改定　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">目的</td><td colspan="3">オゾン層の破壊、地球温暖化に強く影響を与えるカーエアコンのフロンガスのガス漏れを早期に発見すること。エアコンの効きが悪いため、エアコンの非効率使用による燃費悪化を抑制する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td colspan="3">体感で効き具合の点検。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">体感
チェック</td><td>点検者</td><td>ドライバー</td><td>点検時期</td><td>乗務中</td></tr>
<tr><td>点検方法と適否判断基準</td><td colspan="3">乗務中のエアコン使用時に、エアコンが通常時と比較して効いているかを体感によりチェック</td></tr>
<tr><td>点検結果の記録</td><td colspan="3">『運転日報』の備考エアコンチェック欄に正常の場合は〇、異常の場合は×を記入</td></tr>
<tr><td>異常時の対応</td><td colspan="3">『点検・整備連絡シート』に記入し、整備工場にガス漏れの点検と、ガス漏れの場合はその整備を依頼する。</td></tr>
</table>

＜事例：エアコンガスが減っているか否かを確認した記録＞（点検項目別全車両一覧の例）

グリーン経営　車両点検･整備記録表（エアコン）

平成〇〇年度

■エアコンのガス漏れを確認する日：月１回（月初）

車両番号	条件	前回点検実施日	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
			日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果
12－34	気泡数個	3月1日	2	〇	1	〇	5	〇	1	〇	2	〇	1	〇												
23－45	同上	3月3日	2	〇	2	〇	3	〇	1	〇	4	〇	1	〇												
34－56	同上	3月1日	1	〇	3	〇	1	〇	1	×	1	〇	2	〇												
点検整備責任者の確認			印		印		印		印		印		印		印		印		印		印		印		印	

（注意）　結果がよければ〇を、悪ければ×を記入する。エアコンが不調の場合は、速やかに整備工場で点検整備を受ける。

4-3　法定点検に加えて、厳しい使われ方等も考慮した独自の基準による点検・整備の実施
4-3-1　エアフィルタ関連

認証基準
エアフィルタの清掃・交換にあたっては、走行距離について独自の基準を設定し、実施している。〔レベル２〕

■　取組のポイント

１．エアフィルタが目詰まりを起こすと不完全燃焼の原因となり、燃費の悪化につながりますので定期的な清掃や交換が重要ですが、エアフィルタは、時間による製品劣化がないため、距離で管理する必要があります。

２．エアフィルタの清掃および交換の基準を走行距離で決めます。基準はトラックに備え付けの取扱説明書（点検整備の項）を参考にし、車両の使用状況（標準的な使われ方か、シビアコンディションといわれる厳しい使われ方かなど）やフィルタの種類（湿式、乾式）に応じて独自に設定します。
（P.127「(参考）エンジンオイル等の点検整備基準を決めるには」①②を参照）

３．点検整備を誰が行なうか、何キロメートルごとに行なうかなどは自由です。

４．湿式フィルタの場合、清掃は行えませんので交換基準のみ設定します。

５．設定した清掃と交換の距離基準を文書化し、基準どおり実施し、記録を保管します。

■　審査での確認ポイント

１．エアフィルタの清掃と交換の基準を距離で定めているかを確認します。
２．基準どおりに実施しているかを過去直近２回分の記録で確認します。
３．基準を定めた書類や記録の形式や書式は問いません。
４．エアフィルタの清掃・交換は、設定した基準を、運行の事情等で一部の車両が少々オーバーしてもかまいません。審査での基準超過許容範囲の目安は、当該車両１日の平均走行距離の５日分です。事業所の車両全体が概ね基準を守り実施していれば大丈夫です。

＜審査で確認する書類の例＞
独自の基準を設定し、エアフィルタの清掃・交換を実施していることを示す下記のものが必要です。
○　基準を定めた書類
○　点検・整備の記録または納品書・請求書

＜過去の審査であった不適合例＞
①清掃と交換の基準を走行距離で定めていない。②清掃・交換の記録がない。

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．基準どおりに点検・整備を実施し、その記録を保管します。審査では過去１年間継続して実施していることを確認しますので、その間の記録を保管します。
２．交換の場合は基準にもよりますが、少なくとも過去直近２回分の記録で基準を守って実施していることを示す必要があるので、場合によっては２～３年間分の記録を保管しないと２回分の記録として足りないこともあるでしょう。

＜事例：エアフィルタの清掃・交換基準および点検・整備の記録＞（点検項目別全車両一覧の例）

〇〇年度〇期　　エアフィルタ清掃･交換結果記入用紙

車両番号	清掃･交換基準と前回(前期)実施時走行ﾒｰﾀｰ				作業内容		作業内容		作業内容		作業内容		作業内容		作業内容	
	清掃(km)		交換(km)		実施日	実施時走行ﾒｰﾀｰ	実施日	実施時走行ﾒｰﾀｰ	実施日	実施時走行ﾒｰﾀｰ	実施日	実施時走行ﾒｰﾀｰ	実施日	実施時走行ﾒｰﾀｰ	実施日	実施時走行ﾒｰﾀｰ
乾式の例																
12-34（乾式）	基準	5,000	基準	50,000	**清掃**･交換		清掃･**交換**		**清掃**･交換		清掃･交換		清掃･交換		清掃･交換	
	前回	241,958	前回	201,992	4/19	246,949	5/12	251,962	6/7	256,822						
湿式の例																
23-45（湿式）	基準	ー	基準	30,000	清掃･**交換**		清掃･交換		清掃･交換		清掃･交換		清掃･交換		清掃･交換	
	前回	ー	前回	307,856	4/15	337,828										
点検整備責任者の確認					印		印		印		印		印		印	

4-3　法定点検に加えて、厳しい使われ方等も考慮した独自の基準による点検・整備の実施

4-3-2　エンジンオイル関連

認証基準

・エンジンオイルの交換にあたっては、走行距離、または使用期間について独自の基準を設定し、実施している。〔レベル２〕

・エンジンオイルフィルタの交換にあたっては、走行距離、または使用期間について独自の基準を設定し、実施している。〔レベル２〕

■　取組のポイント

１．オイルが劣化すると燃費や排出ガスに悪影響を与えます。オイルフィルタが目詰まりするとオイル中の金属粉などを除去する機能が働かなくなりエンジンを傷めます。

２．オイルやオイルフィルタの交換は、トラックに備え付けの取扱説明書（点検整備の項）を参考にし、車両の使われ方（標準的な使われ方か、シビアコンディションといわれる厳しい使われ方か）やオイルの種類（CF-4 や DH-2 等）などを考慮して独自の基準を定めて実施します。
（P.127「（参考）エンジンオイル等の点検整備基準を決めるには」を参照）

３．交換基準は、走行距離または使用期間、あるいはその両方で決めます。

４．交換を誰が行なうか、基準値はいくらかなどは自由です。

５．交換基準を文書化し、基準どおり実施し、記録を保管します。

■　審査での確認ポイント

１．エンジンオイルやオイルフィルタの交換の基準（書）を距離または期間などで定めているかを確認します。
２．基準どおりに実施しているかを過去直近２回分の記録で確認します。
３．基準を定めた書類や記録の形式や書式は問いません。
４．エンジンオイルやオイルフィルタの交換は、設定した基準を、運行の事情等で一部の車両が少々オーバーしてもかまいません。審査での基準超過許容範囲の目安は、当該車両１日の平均走行距離の５日分です。事業所の車両全体が、概ね基準を守り実施していれば大丈夫です。

＜審査で確認する書類の例＞

・独自の基準を設定し、エンジンオイルの交換を実施していることを示す下記のものが必要です。
　○　基準を定めた書類
　○　点検・整備の記録または納品書・請求書
・独自の基準を設定し、エンジンオイルフィルタの交換を実施していることを示す下記のものが必要です。
　○　基準を定めた書類

○　点検・整備の記録または納品書・請求書

＜過去の審査であった不適合例＞
①基準を定めた書類がない。②交換の記録がない。

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．基準どおりに点検・整備を実施し、その記録を保管します。
２．審査では過去１年間継続して実施していることを確認しますので、その間の記録を保管します。
３．オイルフィルタの交換は、基準にもよりますが、少なくとも過去直近２回分の記録で基準を守って実施していることを示す必要があるので、場合によっては２～３年間分の記録を保管しないと２回分として足りないこともあるでしょう。

（参考）エンジンオイル等の点検整備基準を決めるには

エンジンオイルやその他の項目に関する点検整備の基準を決めるときには以下のようなことを参考にすると良いでしょう。

①車両の標準的な使われ方

トラックメーカーは月間の走行距離が 5,000 kmの場合を標準的な使われ方としています。車両の取扱説明書などに記載されている点検整備基準（目安）はこの標準的な使用を前提として決められています。

②シビアコンディション（厳しい使われ方）

・悪路（凸凹路、砂利道、未舗装路等）、雪道、多塵地帯の走行が走行距離の 30%以上
・走行距離が多い（目安：月間 10,000 km以上）
・山道、登降坂路の走行が走行距離の 30%以上
・発進・停止の繰り返しが多い、もしくは低速走行が走行距離の 30%以上

シビアコンディションに当てはまる走行が多い場合は、点検整備のタイミングを適宜早めたり一ヶ月ごとに点検整備したりすることがトラックメーカーから推奨されています。

③エンジンオイルの種類

CF-4 はアメリカの API 規格による性能表示で、多くのディーゼル車に適したオイル。
DH-2 は（社）自動車技術会が定めた JASO 規格（日本自動車規格）による性能表示で、新短期（平成 14 年）以降の排ガス規制に適合したディーゼル車（バス・重量トラック）に適した低灰分オイル。

元々オイルには灰分が含まれていますが、この灰分による排ガス減少（浄化）装置のフィルタの目詰まりを防止・低減するために、低灰分規格のオイルが開発されています。

新短期以降の排ガス規制に適合したディーゼル車の取扱説明書では、この DH-2 規格適合オイルの使用が推奨されています。

一般的には、エンジンオイル交換の基準は、車両取扱説明書に記載されている推奨オイル（推奨グレード）と交換基準を参考にして、車両の使用状況を考慮して、そのままあるいは適宜伸縮させて決めます。

＜事例：エンジンオイル、オイルフィルタの交換基準および点検・整備の記録＞（点検項目別全車両一覧の例）

グリーン経営　車両点検･整備記録表（エンジンオイル･オイルフィルタ）

平成〇〇年度

車両番号	種類	オイル条件	交換基準（走行距離）	前回点検実施日	前回実施距離	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
						日付	距離メーター	日付	距離メーター	日付	距離メーター	日付	距離メーター	日付	距離メーター	日付	距離メーター	日付	距離メーター	日付	距離メーター	日付	距離メーター	日付	距離メーター	日付	距離メーター	日付	距離メーター
12－34	エンジンオイル	CD	5,000	3月13日	113,196	11	118,148	14	123,221	9	128,126	17	133,125	12	138,063	20	133,086												
	オイルフィルタ		10,000	2月10日	108,230	11	同上				同上				同上														
23－45	エンジンオイル	CF－4	10,000	3月20日	385,093			14	394,991			7	400,075			15	410,071												
	オイルフィルタ		20,000	1月23日	375,137				同上								同上												
34－56	エンジンオイル	DH－2	25,000	3月3日	281,713					18	306,525					9	331,502												
	オイルフィルタ		25,000	同上	同上						同上						同上												
点検整備責任者の確認						印		印		印		印		印		印		印		印		印		印		印		印	

（注意）できるだけ基準を超さないで基準に近い時期に交換を実施する。 運行の都合で基準を超えてしまったときは速やかに実施し実際の日付や距離数を記録する。
運行の都合でたまに基準を多少超えてもかまわない。概ね基準を守って確実に実施できていれば良い。

4-3　法定点検に加えて、厳しい使われ方等も考慮した独自の基準による点検・整備の実施

4-3-4　排ガス減少装置関連

認証基準

（[後付か否かにかかわらず] 排出ガス減少装置を装着している場合のみ）
排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒等）については、メーカーの指定した手順に従ってメンテナンスを実施している。〔レベル１〕

■　取組のポイント

１．保有しているディーゼル車が NOx や PM を低減するための排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒、尿素触媒等）を装着しているかどうか、どんな種類の装置が装着されているかを、車両取扱説明書で確認したりディーラーに問い合わせたりして把握します。

（注意）装置は後付けされているものだけではありません。新短期規制（平成 14、15、16年排出ガス規制）以降の車両は、厳しい国の排出ガス規制をクリアするため、新車に初めから排出ガス減少装置（後処理装置）が装着されています。

２．排出ガス減少装置が装着されている場合は、トラックに備え付けの取扱説明書やメンテナンスノート等で、メーカーから定期的なメンテナンスの指定があるかどうか確認します。

３．メンテナンスの指定がある場合には、指定通りに実施し、実施記録を保管します。

４．メンテナンスフリー（メンテナンスの指定がない）の場合は、それを確認できる書類（車両取扱説明書や製品パンフレットなど）を入手し、保管します。

■　審査での確認ポイント

１．メンテナンスが必要な車両がどれかを調べて特定したか、<u>メンテナンスの手順書（車両取扱説明書など）</u>はあるかを確認します。
２．指定どおりのメンテナンスを実施しているかを確認します。
３．手順書や記録の形式や書式は問いません。
４．装置がメンテナンスフリーの場合には、それが分かる書類を確認します。

＜審査で確認する書類の例＞
メーカーの指定した手順に従ってメンテナンスを実施していることを示す下記のものが必要です。
- ○　手順書
- ○　点検・整備の記録

＜過去の審査であった不適合例＞
①車両ごとの装置装着の有無を確認していない。②メンテナンスの必要性の有無を確認していない。③メンテナンス手順書がない。④指定されたメンテナンス実施の記録がない。

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．手順書の指定に従ってメンテナンスを実施し、その記録を入手し、保管します。
２．新規購入の車両があれば、装置やメンテナンスを確認し、例えば車両管理台帳のメンテナンス欄に装置の種類やメンテナンス内容を記入するなどで、管理漏れの無いようにします。

＜事例①：メンテナンス手順書（車両取扱説明書）　（先付け装置の場合）＞

・DPD の排気圧力点検、フィルタ清掃
（定期メンテナンス）

7-36 車の点検と手入れ

フューエルフィルターの交換

① 前述の"水抜きのしかた"に従ってフィルター内の水分および沈殿物を排出します。
② カバーボルトをゆるめアッパーカバーを外し、エレメントを取り外します。

アドバイス
・取り外したエレメントの廃棄・処理は規定の方法で行ってください。

③ フィルターボデー内部を清掃して新しいエレメントを取り付けます。
同時にパッキン類も交換します。

カバーボルト締付けトルク	24～31N･m {2.4～3.2kgf･m}

エア抜きプラグ

警告
・カバーボルトを締[illegible]
締めすぎるとパッ[illegible]
・交換後は、エンジンの試運転を行い、フィルター周辺から燃料漏れのないことを確認してください。燃料漏れは火災の原因になります。

④ 燃料のエア抜きをします。

エア抜きのしかた →8-12 ページ参照

D P D

点検および清掃

1 年または 150,000km 走行ごとに排気圧力の点検を《いすゞ販売会社》にて行ってください。点検結果によってはフィルターの清掃が必要になります。排気圧力点検が行えない場合は、150,000km 走行ごとにフィルターおよび差圧パイプの清掃を行ってください。

・尿素 SCR の尿素水フィルタ交換
（定期メンテナンス）

車の点検と手入れ 7-27

エレメント類

整備項目	車型または型式	交換時期	参照ページ
エンジンオイルフィルターエレメント	6WG1 型	50,000km ごと	7-54
	6UZ1 型	45,000km ごと	
エンジンオイルセパレーターエレメント		1 年ごと	7-57
フューエルフィルターエレメント		100,000km ごと	7-73
エアクリーナエレメント		6 回清掃後または 1 年ごと	7-59
尿素水フィルター	6WG1 型	100,000km（または 1 年）ごと	7-74
	6UZ1 型	150,000km（または 1 年）ごと	
エアコンフィルター		1 か月ごとに清掃	[illegible]
空気清浄器フィルター		[illegible]（フィルターと消臭中和剤）	5-11

ゴム部品など

項目	交換時期	備考
パワー・ステアリング・ホース	4 年ごと	―
パワー・ステアリング内部のゴム部品	4 年ごと	―
駐車ブレーキ・バルブのゴム部品	2 年ごと	―
ブレーキ・[illegible]	[illegible]	[illegible]
エキスパン[illegible]	[illegible]	[illegible]
ブレーキ・[illegible]及びゴム部品	2 年ごと	「ピギーバック」部を除く
ブレーキ・チャンバのスプリング・チャンバ部（ピギーバック）	3 年ごと	―
ブレーキ・バルブのゴム部品	2 年ごと	EBS 付車は除く
リレー・バルブ、クイック・レリーズ・バルブのゴム部品	2 年ごと	―
ABS モジュレータバルブ交換	2 年ごと	―
ASR バルブ交換	10 年ごと	「ASR 付車」及び「PCB 付車」のみ
ブレーキ・バルブ交換	10 年ごと	「EBS 付車」のみ
プロポーショナルリレーバルブ交換	10 年ごと	「EBS 付車」のみ
アクスルモジュレータバルブ交換	10 年ごと	「EBS 付車」のみ
バックアップバルブ交換	10 年ごと	「EBS 付車」のみ

（注：車両によって付いている装置には DPD、尿素 SCR、DPF、DPR など各種有ります）
出典：いすゞ㈱　GIGA 2009 年版及び 2010 年版取扱説明書

＜事例②：メンテナンスフリーを示す書類　（後付け装置の場合）＞

・製品パンフレット　　　　　　　　・インターネットの製品情報

出典：三菱ふそうトラック・バス㈱　　　　出典：サティスボンバー㈱

第7章
認証基準の解説及び取組事例

＜事例③：メンテナンス実施記録＞

・点検整備記録簿
DPF 清掃（定期メンテナンス）

・点検整備納品書
尿素水フィルタ交換（定期メンテナンス）

（参考）メンテナンス一覧表（車両管理台帳）　（再掲）

○○年度　　　車両管理台帳兼代替計画表

車両番号	燃料種別	初年度登録		排出ガス規制区分		排出ガス減少装置（後処理装置）		NOx·PM法、条例等の適合状況（下段：非適合車の場合の猶予期限）				
									ディーゼル車等運行規制条例			
		年	月	型式	規制区分	種類	メンテナンス	NOx·PM法	東京・埼玉	千葉・神奈川	兵庫	大阪
12-34	軽油	○○	9	PKG	新長期規制(H17)	尿素SCR	20万km又は2年ごとフィルター交換	適合	適合	適合	適合	適合
						DPR	15万km又は1年ごと排気圧点検又はフィルター及び差圧パイプの清掃					
12-36	軽油	○○	5	KL	長期規制(H11)			適合	非適合 ○○年5月	適合	適合	適合
45-67	軽油	○○	11	KC	短期規制(H6)	酸化触媒	メンテナンスフリー	非適合 ○○年11月2日	適合	適合	非適合 ○○年11月2日	非適合 ○○年11月2日
45-68	軽油	○○	8	KC	短期規制(H6)			非適合	非適合	非適合	非適合	非適合

4-3-4 項
排出ガス減少装置のメンテナンス

4-3　法定点検に加えて、厳しい使われ方等も考慮した独自の基準による点検・整備の実施

4-3-5　その他

認証基準
タイヤの空気圧の点検・調整は、独自の点検期間を設定し、空気圧の測定をもとに実施している。〔レベル２〕

■　取組のポイント

１．タイヤ空気圧の燃費への影響は大きく、例えば 10 トン車の場合、適正空気圧から 100kPa（1.0kgf/cm^2）低下すると約 1.5%燃費が悪くなります（※)。燃費低下を防ぐために空気圧の定期的な点検・調整が重要です。

（※出典：　㈱ブリヂストン及び横浜ゴム㈱、タイヤ：10.00R20、適正空気圧：700kPa）

２．空気圧の減りは、目視やハンマー点検だけでは判別が難しいので、空気圧計（タイヤゲージ）などでの測定による点検・調整を行います。

３．**空気圧測定による点検・調整を行なう期間**を車両の使用状況に応じて独自に設定し、実施します。

４．誰が行なうか、基準値はいくらかなどは自由です。

５．設定した点検・調整の期間基準を文書化し、基準どおり実施し、その記録を保管します。

■　審査での確認ポイント

１．**タイヤ空気圧の測定による点検・調整基準（書）を期間で定めているか**を確認します。
２．基準を守って実施しているかを過去直近２回分の記録で確認します。
３．基準を定めた書類や記録の形式や書式は問いません。

＜審査で確認する書類の例＞
タイヤ空気圧の測定について独自の点検期間を設定し、点検・調整を実施していることを示す下記のものが必要です。
○　基準を定めた書類
○　点検・調整の記録

＜過去の審査であった不適合例＞
①基準を定めた書類が無い。②点検・調整の記録がない。

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．基準どおりに点検・調整を実施し、その結果を記録し、保管します。
２．審査では過去１年間継続して実施していることを確認しますので、その間の記録を保管します。

＜事例：タイヤ空気圧点検（測定）の基準を定めた書類＞

掲示

タイヤ空気圧チェック

空気圧100kPa低下で
燃費1.5%悪化(※)

1ヶ月に1回　タイヤ空気圧を

タイヤゲージでチェック！！

チェック結果は、自主点検表に記入

＜タイヤ空気圧チェック要領＞

ラベル
(タイヤ空気圧・
ホイールナット締付けトルク)

1） 適正空気圧値の確認方法

運転席側ドア（ドアピラー）に貼って
あるラベル（プレート）で確認する。

2） 空気圧測定はなるべく運行前に

タイヤの適正な空気圧は､運転席のドア
の内側や取扱説明書に書かれて

いますが､これはタイヤが冷えた状態での値ですので走行直後の
空気圧チェックは避け､タイヤの熱を冷ましてから測定して下さい。

3）ムシゴムの破損に注意

空気圧測定時に、空気充填口のムシゴムが
破損しやすいので、タイヤゲージをまっすぐ
入れましょう。特にダブルタイヤの内側を
測定する場合､測定口をこじらないように。

4） 測定後、バルブの空気漏れを石鹸水等で確認

（※　㈱ブリヂストン及び横浜ゴム㈱、タイヤ：10.00R20、適正空気圧：700kPa）

＜事例：タイヤの空気圧の点検・調整の記録＞（点検項目別全車両一覧の例）

グリーン経営　車両点検･整備記録表（タイヤ空気圧）

平成○○年度

■空気圧を確認する日：月1回（月初）

車両番号	条件	前回点検実施日	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
			日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果	日付	結果
12－34	エアゲージ又は、ゲージ付コンプレッサーで点検	3月1日	2	○	1	○	5	○	1	○	2	○	1	○												
23－45	同上	3月3日	2	△	2	○	3	○	1	○	4	○	1	○												
34－56	同上	3月1日	1	○	3	○	1	○	1	○	1	○	2	○												
点検整備責任者の確認			印		印		印		印		印		印		印		印		印		印		印		印	

（注意）　結果がよければ○を、空気圧が不足の場合は補充して△と記入する。

5. 廃車・廃棄物の排出抑制、適正処理およびリサイクルの推進

5-1　従業員に対する廃棄物に関する教育

認証基準

廃棄物の発生抑制（発生量削減）、再使用（繰り返し利用）、リサイクル（再生利用＝再資源化）及び適正処理の推進について従業員に対して指導を行っている。
〔レベル１〕

■　取組のポイント

１．廃棄物に関して以下の４項目が環境保全に大事だということを従業員へ教育・指導します。
- 発生抑制（発生量削減）
- 再使用（繰り返し利用）
- リサイクル（再生利用＝再資源化）
- 適正処理（法令に従って適正に処理する）

２．教育・指導には、資料の掲示、配付、回覧、集合教育での説明などを利用します。

３．教育・指導用の資料はエコモ財団のポスター、インターネットからの資料など何でも利用できます。

４．上記４項目の教育は一括でも別々でもかまいません。

■　審査での確認ポイント

１．４項目の事柄を教育・指導しているかを確認します。
２．教育・指導の方法、頻度、程度、各項目の実施の有無などは問いません。

＜審査で確認する書類の例＞

従業員に対して、廃棄物の発生抑制（発生量削減）、再使用（繰り返し利用）、リサイクル（再生利用＝再資源化）及び適正処理の推進について教育をおこなっていることを示す下記のいずれかのものが必要です。
- ○　教育資料
- ○　社内通達文書、社内報または掲示物
- ○　教育記録

＜過去の審査であった不適合例＞

①廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクル、適正処理の４項目又は一部の項目に関する教育・指導の資料または記録が無い。

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．少なくとも１年間に１回以上は資料を使い教育・指導を実施します。エコモ財団発行のポスターを使っての繰り返し教育でも良いし、インターネットや他社から入手した適当な資料などに基づく指導もあります。同じ資料を１年間掲示し続けて継続的な教育・指導を実施するというやり方もあるでしょう。

＜事例：廃棄物に関する教育資料＞

ポスター送付希望の場合は、エコモ財団に「ゴミを減らしましょうポスター送付希望」とFAX（03-3221-6674）でお申込みください。（無料）

5-2　廃車・廃棄物の適正な管理　①

認証基準

廃車の処理に際して、適正処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している。〔レベル１〕

■　取組のポイント

１．使用済み自動車の処理は、ほとんどの場合、下取り、無償引取り、売却など一般的な商取引や譲渡によって行なわれています。この場合は法規制の対象とはなりません。契約書、仕切り書、納品書、譲渡証明書など取引書類を入手、保管します。

２．使用済み自動車を上記１．以外の方法で処分する場合には法規制の対象となります。自動車リサイクル法や廃棄物処理法に従って適正処理やリサイクルを行っている業者に委託する必要があります。

（１）＜自動車リサイクル法該当＞ 全ての自動車（特殊自動車、二輪車、トレーラー、スノーモービル等を除く）は自動車リサイクル法の対象です。法令に基づく登録済み引取業者（自動車販売業者、整備業者など）へ引渡し、「使用済自動車引取証明書」を入手、保管します。

（注）架装物の処理費用：　車両と一体で処理する箱型荷台などの架装物については、引取業者に無償譲渡するか又はリサイクル料とは別に処理費用を支払うことが必要です。

（２）＜廃棄物処理法該当＞ トレーラーや架装物を単独で廃棄する場合は、自動車リサイクル法ではなく廃棄物処理法の対象となることから、廃棄物処理法に基づく許可を受けた収集運搬業者および処分業者へ処理委託し、以下の書類を入手、保管します。

・各業者との処理委託契約書（有効期限内の処理業許可証コピーを含む）
・排出時に発行するマニフェスト（産業廃棄物管理票）(A 票)
・処理終了で排出者へ戻ってくるマニフェストの複写式回収片（B2、D、E 票）

■　審査での確認ポイント

１．どのように使用済自動車を処理しているか、適切に業者委託しているかを処理書類で確認します。
２．過去に処理の事例が無ければ書類は不要です。

＜審査で確認する書類の例＞

＜下取り、無償引取り、または売却した場合＞　**（一般の取引で法規制の対象外）**

下取りか無償引取りか売却したことを示す下記のものが必要です。

○ 委託先名称が記載された取引書類

＜排出事業者となっている場合＞　**（自動車リサイクル法または廃棄物処理法の対象）**

処理事業者へ委託していることを示す下記のものが必要です。

○　自動車リサイクル券（Ｂ票）または使用済自動車引取証明書
○　リサイクル法の対象外となる車体やトレーラーなどの場合は産業廃棄物管理票（マニフェスト）

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．処理のつど、処理に伴う書類を保管します。
２．過去１年間相当の記録を確認できるようにしておきます。
３．排出事例が無い場合は、書類は不要です。

＜事例①：新車購入注文書（下取り車の記載）＞

＜事例②：使用済自動車引取証明書＞

（http://knowhowrashinban.web.fc2.com/bken.pdf）

［Ｂ券］使用済自動車引取証明書

引取日：22 年 7 月 15 日

リサイクル券番号（移動報告番号）	1100-6777-9905
車台番号	U66W－1234567
車名	三菱
預託金額	¥10,020（消費税込み）

＜引渡者＞
氏名・名称　陸運　太郎

＜引取業者＞
登録番号　2107100000×
氏名・名称　株式会社　○×商事
事業所名称

5-2　廃車・廃棄物の適正な管理　②

認証基準

・廃油の処理に際して、適正処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している。〔レベル１〕

・廃タイヤの処理に際して、適正処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している。〔レベル１〕

・廃バッテリーの処理に際して、適正処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している。〔レベル１〕

■　取組のポイント

１．自動車の整備に伴って生じる廃油、廃タイヤ、廃バッテリーの処理に際しては、不法投棄や、再生可能な部品が捨てられることが無いようにします。

２．廃油、廃タイヤ、廃バッテリーの処理が以下の購入先の販売店や整備事業者による引取りか、あるいは第三者への売却の場合は、廃棄物としての取扱いは無いものとみなされますので、一般的な商取引書類を入手し、保管します。

①自社交換で、新品を購入した業者に使用済み品を無償で引き取ってもらっている場合
　　納品書、請求書などオイル・タイヤ・バッテリーをどこで購入したかがわかる書類
②整備事業者に交換を依頼して、使用済み品を無償で引き取ってもらっている場合
　　点検整備記録簿、請求書などオイル・タイヤ・バッテリーをどこで交換したかがわかる書類
③有償で第三者に譲っている（買い取ってもらっている）場合
　　納品書、領収書、仕切り書など譲渡先が分かる書類

３．自社交換で、使用済み品は廃棄物処理業者に処理委託して排出事業者となっている場合は、廃棄物処理法の対象となりますので、以下の書類を入手、保管します。

・収集運搬業者および処分業者とそれぞれ取り交わした処理委託契約書
・排出時に発行したマニフェスト（産業廃棄物管理票）
・処理終了で排出者へ戻ってくるマニフェストの複写式の回収片

■　審査での確認ポイント

１．廃油、廃タイヤ、廃バッテリーのそれぞれについて、処理やリサイクルを適切に実施している業者へ処理委託しているかを確認します
２．過去に処理の事例が無ければ書類は不要です。

＜審査で確認する書類の例＞

＜購入先の販売店や整備事業者による引取りか、あるいは第三者への売却の場合＞
販売店や整備事業者等へ委託していることを示す下記のものが必要です。
○　委託先名称が記載された取引書類

＜排出事業者となっている場合＞

処理事業者へ委託していることを示す下記のものが必要です。

○　産業廃棄物処理委託契約書

○　産業廃棄物管理票（マニフェスト）

＜過去の審査であった不適合例＞

①廃棄物処理業者に処理委託しているが産業廃棄物処理委託契約書が作成されていない。

②廃棄物処理業者に処理委託しているがマニフェストが発行されていない。

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

1．排出処理のつど、処理に伴う書類や伝票を保管します。

2．過去１年間相当の記録を確認できるようにしておきます。

3．排出事例が無い場合は、書類は不要です。

4．廃棄物処理専門業者との契約書は一度結べば後は毎年自動更新されるので特にすることはありませんが、契約書に添付された処理業者の許可証については有効期限を過ぎた場合には新しい有効期限の許可証のコピーを業者から入手して契約書と一緒に保管します。

＜事例①：整備事業者による引取りの書類＞

・点検整備記録簿（あるいは点検整備請求明細書など）

定期点検用整備記録簿写

9 か月定期点検整備

依頼者(使用者)の氏名又は名称　東京都　株式会社

車名及び型式　いすゞ KK-LR

自動車登録番号又は

原動機の型式　6HI

初度登録年又は初度検査年　H13・4

車台番号　300

☆パッドの摩耗/ディスクの摩耗、損傷
センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み
センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間
センタ・ブレーキ・ライニングの摩耗/センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗、損傷
二重安全ブレーキ機構の機能
走行装置
☆タイヤの空気圧(スペアタイヤ含む)
☆タイヤの亀裂、損傷
☆タイヤの溝の深さ、異常な摩耗
ホイール・ナット、ホイール・ボルトの緩み
リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷
☆フロント・ホイール・ベアリングのがた
リヤ・ホイール・ベアリングのがた
緩衝装置
リーフ・サスペンションのスプリングの損傷
リーフスプリング、スプリングブラケットの取付部の緩み、損傷

☆デファレンシャルの油量
電気装置
☆点火プラグの状態/点火時期
ディストリビュータのキャップの状態
バッテリのターミナル部の緩み、腐食による接続不良
電気配線の接続部の緩み、損傷
原動機
低速と加速の状態/排気ガスの色
CO・HCの濃度
☆エア・クリーナ・エレメントの汚れ、詰まり、損傷
シリンダ・ヘッド、マニホールドの各部の締付状態
エンジン・オイルの漏れ/燃料漏れ
ファン・ベルトの緩み、損傷/冷却装置の水漏れ
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置
ブローバイ・ガス還元装置のメターリング・バルブの状態
ブローバイ・ガス還元/燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管の損傷

開扉発車防止装置の機能/シャシ各部の給油脂状態
高圧ガスを燃料とする燃料装置等
導管、継手部のガス漏れ、損傷/ガス容器取付部の緩み、損
日常点検
エア・ブレーキの空気圧力の上がり具
エア・ブレーキのブレーキ・バルブからの排気音
バッテリの液量/冷却水の量
エンジン・オイルの汚れ及び量
エンジンのかかり具合、異音
ヘッドランプ、ストップランプ、ウインカランプ等の点灯、点滅具合、汚れ、損傷

その他の点検項目等・主な交換部品
排ガスの異常有・無
燃費の低下有・無

＜事例②：産業廃棄物処理業者へ委託している書類（契約書、許可証、マニフェスト）＞

・産業廃棄物処理委託契約書

産業廃棄物処理委託契約書

平成２０年２月１日

下記契約区分１～３のうちいずれか１つ該当するものを残して他の部分を取り消し線で抹消する。

契約区分
- ~~１ 甲は、甲の事業場から排出される産業廃棄物の収集・運搬を乙に委託する。~~
- ~~２ 甲は、甲の事業場から排出される産業廃棄物の処分を乙に委託する。~~
- ３ 甲は、甲の事業場から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分を乙に委託する。

この契約の成立を証するために本書１通を作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ、本書を甲が保有し、乙は写し（複写機によるコピー）を保有するものとする。

甲及び乙は、下記<委託業務の内容>に記載された産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集・運搬若しくは処分または収集・運搬及び処分を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い適正に行うため、本契約書、産業廃棄物処理委託契約約款及び本契約書添付の書類によって産業廃棄物処理委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

甲：東京都　番　号
運輸株式会社
代表取締役　（以下「甲」という。）

乙：千葉県　２７番地
株式会社　ービス
代表取締役　（以下「乙」という。）

事業の範囲

収集運搬に関する事業範囲

	発生場所	処分場所
許可都道府県・政令市	東京都	千葉県
許可の有効期限	平成２４年２月２９日	平成２４年６月１０日
事業範囲	収集・運搬（積替・保管を除く）	収集・運搬（積替・保管を除く）
許可の条件	なし	なし
許可番号	０４	０４

処分に関する事業範囲

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
許可都道府県・政令市	千葉県	
許可の有効期限	平成２１年３月３０日	
事業範囲	許可証のとおり	
許可の条件	許可証のとおり	
許可番号	０４	

乙は、この事業の範囲を証するものとして、許可証の写しを本契約に添付する。

なお、許可事項に変更があったときには、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

これは収集運搬委託契約と処分委託契約を同一業者と結んだ例。

運搬と処分が別の業者の場合はそれぞれの業者と単独の契約を結ばなければなりません。

・産業廃棄物処理業許可証（収集運搬業及び処分業）

許可番号　第　０４号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　千葉県　７番地

氏　名　株式会社　-ビス
代表取締役

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条第１項 第１４条の２第１項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事

許可の年月日　平成１９年　６　月１１日

許可の有効期限　平成２４年　６　月１０日

１．事業の範囲
(1) 事業の区分
収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類
ア 燃え殻，イ 汚泥，ウ 廃油，エ 廃酸，オ 廃アルカリ，カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を含む），キ 紙くず，ク 木くず，ケ 繊維くず，コ 動植物性残渣，サ ゴムくず，シ 金属くず（自動車等破砕物を含む），ス ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を含む），セ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む），ソ ばいじん
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については，石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

２．許可の条件
な　し

３．許可の更新又は変更の状況
平成14年６月11日　更新許可
平成17年９月14日　変更許可（６品
平成19年３月13日　変更届（役員及
平成19年６月11日　更新・変更許可

４．許可の申請がされた日における規則第９条
＊＊＊＊

５．規則第９条の２第５項の規定による許可証の

※ 営業の範囲は，千葉市及び船橋市を除く千葉県の区域とする。　以下余白

収集運搬業
許可証
(有効期限内の
もの)

許可番号　第　０４号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　千葉県　７番地

氏　名　株式会社　-ビス
代表取締役

本許可証は　運輸株式会社　様のために朱色スタンプで発行するものです。
複写（コピー）無効
発行日　年　月　日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条第６項 第１４条の２第１項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事　鈴木　栄治

許可の年月日　平成２１年　４　月１３日

許可の有効年月日　平成２６年　３　月３０日

１．事業の範囲
(1) 事業の区分
脱水，油水分離，中和，焼却，破砕及び切断による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 脱水による中間処理に係るもの
汚泥（石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 油水分離による中間処理に係るもの
廃油（石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 中和による中間処理に係るもの
(ｱ) 廃酸，(ｲ) 廃アルカリ
（これらのうち，石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

エ 焼却による中間処理に係るもの
(ｱ) 汚泥，(ｲ) 廃油，(ｳ) 廃酸，(ｴ) 廃アルカリ，(ｵ) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。），(ｶ) 紙くず，(ｷ) … 金属くず（自動車等破砕物を含む。），(ｹ) … ず（自動車等破砕物を含む。），(ｼ) 動植物…
（これらのうち，石綿含有産業廃棄物…

オ 破砕による中間処理に係るもの
(ｱ) 廃プラスチック類（自動車等破砕… (ｴ) 繊維くず，(ｵ) ゴムくず，(ｶ) 金属くず…
（これらのうち，石綿含有産業廃棄物…

カ 切断による中間処理に係るもの
(ｱ) 廃油，(ｲ) 廃プラスチック類，
（これらのうち，廃オイルエレメント… 産業廃棄物であるものを除く。）

（続く）

処分業
許可証
(有効期限内の
もの)

・マニフェスト（産業廃棄物管理票）と記入の仕方

（参考）　マニフェスト（産業廃棄物管理票）管理

マニフェスト管理で肝心なことは、廃棄物の不法投棄を防ぐため、出した廃棄物が最終処分されたことを排出事業者が確認することです。
排出事業者が発行した（注！収集運搬業者が発行するものではありません）マニフェストの収集・運搬から処理完了に至るまでの確認片が戻ってくることを管理することが重要なのです。

＜マニフェストの回付（返却）期限切れに対する対応＞

以下の場合には、排出事業者が遅延内容を調査の上、発生日から３０日以内に知事あてに報告をする義務があります。

１）収集運搬業者からＢ２票が運搬完了日から１０日以内に回付されない（返却されない）。

２）中間処理業者からＤ票が交付日から９０日以内（特別管理産業廃棄物の場合は６０日以内）に回付されない。

３）中間処理業者から、最終処分完了確認印を押印したＥ票が交付日から１８０日以内に回付されない。

6.　管理部門（事務所）における環境保全の推進

6-1　管理部門（事務所）における環境保全

認証基準

事務所内での環境保全の取組について、従業員に周知している。〔レベル１〕

・エコマーク製品等を優先的に購入する。
・不必要な照明の消灯を徹底する。
・空調機器を適正温度に設定する。
・コピー用紙等の紙使用量の削減に努める。
・分別回収ボックスを設置し、分別回収に努める。
・使い捨て製品の購入を控える。

■　取組のポイント

１．以下の６項目が事務所でできる環境保全の項目としてあり、大事だということを従業員へ周知（教育・情報伝達）します。

・エコマーク製品等を優先的に購入する。
・不必要な照明の消灯を徹底する。
・空調機器を適正温度に設定する。
・コピー用紙等の紙使用量の削減に努める。
・分別回収ボックスを設置し、分別回収に努める。
・使い捨て製品の購入を控える。

２．周知は、資料の掲示、配付、回覧、集合教育での説明などを利用します。

３．周知用の資料はエコモ財団のポスター、インターネットからの入手資料など何でも利用できます。

■　審査での確認ポイント

１．６項目の事柄を周知（教育、情報伝達）しているかを確認します。項目を実施しているかどうかは問いません。
２．周知の方法、頻度、程度などは問いません。

＜審査で確認する書類の例＞

下記のいずれかにより周知されていることが必要です。

○　教育資料
○　社内通達文書、社内報または掲示物
○　教育記録

◆　認証登録２年後以降の更新審査のための取組と対策

１．少なくとも１年間に１回以上は資料を使い周知（教育・情報伝達）を実施します。同じポスター資料の継続使用でもよいし、インターネットの資料利用もあるでしょう。

＜事例：事務所の環境保全の教育資料＞

1 エコマーク製品等を優先的に購入する

エコマーク製品等を優先的に購入することをグリーン購入といいます。

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。

法律にも裏付けられた取組みで、2001年4月に施行された「グリーン購入法」では、国の機関はグリーン購入に取組むことが義務であり、地方自治体は努力義務、事業者や国民にも一般的責務があると定められています。

2 不必要な照明の消灯を徹底する

常時使用することのないトイレや風呂の照明の消灯や従業員が少なくなった夜間や日祭日などの部分消灯などを徹底しましょう。

3 空調機器を適正温度に設定

冷房は28℃、暖房は20℃設定にしましょう。ただし、オフィスビルなどの場合は、冬季はパソコンの使用等により室温が上昇している場合があり、空調機が冷房になることもありますから、空調機器を停止させる方がよい場合がありますので注意しましょう。

4 コピー用紙等の紙使用量の削減

コピーの失敗を防ぐ、パソコンからのFAX送信を利用する、PDF等の電子ファイルを利用する、裏紙の再利用をするなどにより紙使用量を削減しましょう。

5 分別回収ボックスを設置し、分別回収に努める

分別回収ボックスを設置して、「混ぜればゴミ、分ければ資源」をキャッチフレーズに分別をすすめましょう。また、メーカーや小売店のリサイクル回収や自治体、地域の回収リサイクルシステムを積極的に利用しましょう。

6 使い捨て製品の購入を控える

◆テーブルを拭いたり、汚れをおとすときにティッシュペーパーを使わない。
◆使い捨てのコップ、プラスチックカップ、紙皿をなるべく使わない。
◆ペットボトル、缶などの飲料をなるべく飲まない。（買った場合は必ずリサイクルする）
◆電池は充電式電池を使う。
◆詰替え式の商品を使う。
◆過剰な包装は断る。
などを実施しましょう。

交通エコロジー・モビリティ財団

ポスター送付希望の場合は、エコモ財団に「事務所における環境保全の推進ポスター送付希望」とFAX（03-3221-6674）でお申込みください。（無料）